

第4回軽米町議会定例会平成26年度軽米町一般会計歳入歳出決算等審査特別委員会

平成27年 9月14日(月)

午前10時00分 開会

議事日程

- 議案第 2号 軽米町課設置条例の一部を改正する条例
- 議案第 3号 軽米町財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第 4号 軽米町個人情報保護条例の一部を改正する条例
- 議案第 5号 軽米町災害復興基金条例を廃止する条例
- 議案第 6号 軽米町手数料条例の一部を改正する条例
- 議案第 7号 財産の取得に関し議決を求めることについて
- 議案第 8号 平成26年度軽米町一般会計歳入歳出決算の認定について

○出席委員（13名）

1 番	中 里 宜 博 君	2 番	中 村 正 志 君
3 番	田 村 せ つ 君	4 番	川 原 木 芳 蔵 君
5 番	上 山 勝 志 君	6 番	館 坂 久 人 君
7 番	茶 屋 隆 君	8 番	大 村 税 君
9 番	松 浦 満 雄 君	10 番	本 田 秀 一 君
11 番	細 谷 地 多 門 君	12 番	古 館 機 智 男 君
13 番	山 本 幸 男 君		
14 番	松 浦 求 君（同席）		

○欠席委員（なし）

○地方自治法第121条の規定により説明のために出席した者の職氏名

町 長	山 本 賢 一 君
副 町 長	藤 川 敏 彦 君
教 育 長	菅 波 俊 美 君
総 務 課 長	日 山 充 君
税 務 会 計 課 長	山 田 元 君
町 民 生 活 課 長	中 野 武 美 君
健 康 福 祉 課 長	川 原 木 純 二 君
産 業 振 興 課 長	高 田 和 己 君
地 域 整 備 課 長	新 井 田 一 徳 君
教 育 次 長	佐 々 木 久 君
監 査 委 員	瀧 澤 英 敬 君
農 業 委 員 会 事 務 局 長	高 田 和 己 君
選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 長	日 山 充 君
健 康 ふ れ あ い セ ン タ ー 所 長	川 原 木 純 二 君
水 道 事 業 所 長	新 井 田 一 徳 君
総 務 課 担 当 主 幹	平 俊 彦 君
税 務 会 計 課 担 当 主 幹	於 本 一 則 君

○職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議 会 事 務 局 長	佐 藤 暢 芳 君
議 会 事 務 局 主 査	鶴 飼 義 信 君

---

◎開会及び開議の宣告

○委員長（細谷地多門君） ただいまから平成26年度軽米町一般会計歳入歳出決算等審査特別委員会を開会いたします。

ただいまの出席委員は13名でありますから、定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

（午前10時00分）

---

○委員長（細谷地多門君） 本特別委員会に付託されました議案は、議案第2号から議案第15号までの14件であります。

議案の審議の進め方についてお諮りします。議案第2号から議案第15号までの提案説明及び監査委員の審査の意見も本会議において終了しておりますので、本委員会では議案番号順に、議案1件ごとに審議することにしたいと思います。議案14件審議終了後に全体的な総括質疑を行い、執行者側の退席を求め、退席後に討論、採決することにしたいと思います。このような進め方でよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○委員長（細谷地多門君） それでは、議案第2号から議題とします……その前に、先ほど当局のほうから申し出がありまして、議案第8号ですか、決算の内容にちょっと訂正があるようですので、その部分について説明をお願いします。

○町長（山本賢一君） おはようございます。冒頭でまことに恐縮でございますけれども、決算書の項目の中に一部誤りの記載がございまして、トータルの数字はそのとおりでございますけれども、その記載の誤りをお昼に訂正して、皆さんにまた配付したいと思っておりますので、大変申しわけございませんでした。よろしくご理解いただきたいと思っております。

○委員長（細谷地多門君） それでは、議案ごとに順次進めてまいりたいと思っております。

議案第2号について……

○総務課長（日山 充君） その前に、今の決算書の誤りの箇所を皆さんにお示ししたいと思います。

私のチェックミスで大変ご迷惑をおかけしております。間違いのあった箇所なのでございますけれども、60ページでございます。文書広報費の委託料の部分で、電子申請システム保守運営委託業務というのが、205万5,600円というのがございまして、そちらが実は9万720円でございます。これに記載になっていない農村連絡施設子局保守点検委託料241万4,880円がこの金額にダブってしまっております。総体の金額としては間違っておられませんけれども、説明事項の備考欄の記載の中身が抜けておりましたので、大変申しわけなく、決算書に皆さん書

き入れ等なさっている方もいらっしゃるかと思いますので、この場に置いておいていただければ、うちの職員が来てお昼の時間にその訂正の紙を張らせていただきたいと思いますので、よろしくお願いたします。

○委員長（細谷地多門君） 委員の皆さん、よろしいですか。

〔「はい」と言う者あり〕

---

◎議案第2号の審査

○委員長（細谷地多門君） それでは、議案第2号から進めてまいりたいと思います。  
総務課長。

○総務課長（日山 充君） 議案第2号でございますけれども、提案理由につきましては本会議場でご説明したとおりでございますので、改めての提案理由のご説明は省略させていただきますと思いますので、よろしくお願いたします。

○委員長（細谷地多門君） 山本町長。

○町長（山本賢一君） 第2号議案に関しましては、大変これから再生可能エネルギーを進める意味におきましても、業者からの直接の窓口ともなりますし、また申請された書類を細かくチェックしながら、そして軽米町の防災面、それからまた環境汚染の防止等、さまざまな面で対応してまいりたいと、そしてまた県とのさまざまな連携を図りながら手続のスピードアップ化を図る、そういったことで大変重要な部署でございますので、ぜひご理解いただき、ご賛同いただけることをお願い申し上げまして説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○委員長（細谷地多門君） 当局の説明が終わりました。質疑を受けたいと思います。どなたか。

古館委員。

○12番（古館機智男君） 基本的なことをちょっと私理解が不十分なのでお聞きしたいのですが、課等設置条例の改正なのですけれども、どういうときに室というのを設け、今までも企画室とかいろんなのありましたけれども、条例そのものに室が今設けていて、加えるわけですが、課と室の役割、あと位置づけ、課の下に室がある、ほかもやっているようすけれども、その辺も含めてどういう状態のとき室というのを設置するのか、あとは期限的にも、例えば有限的な形というのだからという理由もあるのかどうかも含めて説明願いたいと思います。

○委員長（細谷地多門君） 日山総務課長。

○総務課長（日山 充君） 課と室の違いと申しますか、それのご質問でございますけれども、通常は地方自治法等で課とか室の名前の規定はございません。ただ、通常の場合の課と室の使い分けでございますけれども、恒常的にずっと続く業務を担当するのが課、それで特定の課題とか、特にも重点的に推進したいものがある場合に室

を設置するのが一般的なようでございます。

それで、その位置づけでございます。課と室の位置づけにつきまして、これも決まりがないからなのではないでしょうか、例えば県庁なんかは秘書広報室というのを部と同等といいますか、そういうふうな位置づけになっておりますし、中には二戸市なんかは特定課題、例えば漆の推進とかというのはうるし推進室という形で課の中に設けているというものもございます。今回町でやろうとしているのは、いずれ課の中に置けばその業務の中でほかの業務の部分と連携せざるを得なくなりますので、どうしても時間がかかるということがございますことから、町とすればスピードアップ、あるいは業務の適正な執行のためにはやっぱりほかの業務とまじらないほうがいいのではないかとということで、課と同等の室という形でやらせていただきたいと思っております。

○委員長（細谷地多門君） よろしいですか。

○12番（古舘機智男君） いいです。

○委員長（細谷地多門君） 中村委員。

○2番（中村正志君） 再生可能エネルギーの推進につきましては、3月に計画を策定して、その計画に準じて進めるということでスタートしていると思っておりますけれども、私たち今回1期、議会が改選された初議会の臨時議会において、そのときに嘱託報酬をわざわざ補正をとられていたと、当然そのときに嘱託報酬で対応するということであれば、緊急的なものであるということもありましたでしょうし、これからも再生可能エネルギーの推進についてはその方向で進めるのだというふうな意思表示だったというふうに私は思うわけでございますけれども、またそのときにもいろいろと提案説明もされておりました。その後、この前の説明等の中では嘱託の方を探せなかったというふうな理由があって、今回多分補正予算等の兼ね合いがあるかと思っておりますけれども、それらも含めて今度新たに室を設置したいというふうなことですけれども、5月、6月、7月、8月、この4カ月の間に推進に関してどのような変遷を経たのか。やっていて、そのときの説明では嘱託の方が来ていただければ、それでもう十分再生可能エネルギーの推進の事務は賄うのだというふうな説明をされていたはずですが。その人がいなくなったことによって、今度なぜ室をつくらなければならないのかというので、ちょっと疑問を感じます。

その後、6月の定例議会には藤川副町長が議会から同意されて、7月から来ていただいているわけです。藤川副町長については嘱託の方と多分並行してお願いしてきたのではないのかなというふうなことも予想されるわけですがけれども、特に藤川副町長は林地開発とか、そういうふうな部分、今度再生可能エネルギーを推進する上での事務のほうでは非常に大きな戦力になるというふうなことも町長からお話を伺っておりますけれども、そういうふうな状況の中でなぜ今ここで推進室を設置し

ていかなければならないのかというので、ちょっと私自身まだ理解できかねておりますので、その辺のところをお聞かせいただきたいと思います。

○委員長（細谷地多門君） では最初に、日山総務課長。

○総務課長（日山 充君） 中村委員のご指摘でございます。それで、今回の計画を策定いたしましたして、事業推進をしてまいりました。一番の課題が技術的な部分を見れる人間がないというのが最初の一番の課題でございました。それで、県にご相談申し上げたところ、体制が整うまでは県のほうで林地開発等についても指導のほうはしてくれますよというお話をいただいたところです。ただ、それはあくまでも体制が整うまでの話ですよということで、軽米町としても体制は整えてくださいということで、初めは技術的な部分をクリアすれば何とか総務課の中でもしていけるのかなという考えも実はございまして、単独の室とかという考え方は持っておりませんでした。その後、お話がありましたとおりに嘱託の方を何人もお願いしましたがけれども、どうしても見つけることができず、今回の補正予算の中で予算の組み替えということをお願いしてございます。いずれは技術的な人が必要だということはそのとおりでございますが、ただここ6カ月近くも事業推進していく中で、総務課の担当業務の中に再生可能エネルギーの事務を一緒にやるというのがどうしても事業推進上問題があるということで、実は副町長をお願いした後に対策室を設置してはどうかというふうな議論になりまして、どうしても事務推進をスムーズに、また間違いのないようにしていくためにも、この推進室を設置したいということで今回提案させていただいているものでございます。

以上でございます。

○委員長（細谷地多門君） 山本町長。

○町長（山本賢一君） 今課長からる事務的な説明いたしましたけれども、私といたしましても、やはりこの事業は着実に進めたい、そしてまたいろんな形でこの事業、環境面あるいは防災面で町としての責任が出てくるわけでございますから、そういったものもきちっとクリアしながら、対事業者、そしてまた県との連携、そしてまた町民に対しての説明等、きちっと果たしてまいりたいというふうな考えの中で皆さんに今回お願いするものでございますので、どうぞご理解をいただきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○委員長（細谷地多門君） よろしいですか。

中村委員。

○2番（中村正志君） 今説明いただきましたけれども、いずれ現在親切に新聞でも報道されて、内容を詳しく説明されていきましたので、私も勉強するにはかどったなど思っていましたけれども、この中には推進室には正職員1人と再任用1人の2人体

制でいくというふうに書かれていました。現在役場ではグループ制をやって、協業体制を整えながら事務を進めようと、その中でみんなで、担当者が不在だから対応できませんよとか、そういうふうなことはないように、誰でもがある程度のことの知識を持って対応できるような状況をつくろうというのが多分グループ制の趣旨だと、それが全課として行われていると。ですから、今まであった課が、ほとんどが大体2つの課が1つの課になったと、課が大体グループ化して2つぐらいが課になったとあって、課が少なくなったわけですね。だから、そういうふうな形で今現在10年間続けてきているという中で、それもまだ総括できない中において、今度同じ課と対等の室を2人体制でやるというのは果たしていかななものかなと。というのは、先ほど総務課の中でやっているとはほかの業務もあるからというふうな言い方しましたけれども、それぞれの課の中においても当然それぞれの担当事務があって、やり方とすれば、これが非常に重要なもので、1人でも事務だけを専任しても間に合わないくらいだというふうなことが今現在想定されるのであれば、その人に特化して、それだけをやれよと、その中でほかに誰か手伝いなさいよと、あと進捗状況等については1週間なり1カ月なりにおいて常にグループ員なり課の中で情報提供しながらやっていくということのほうが住民サービスの低下につながらないのかなというふうな、私は逆に思うわけです。だから、そういうふうな点において、ただ2人の体制ということ自体が非常に今後不安を感じます。というのは、その2人がいなければお客さんが来ても対応できませんよというふうなことになる。事務分掌についても再生可能エネルギーのほかにも省エネルギー、企業立地というふうな、特に企業立地なんかは今やっていることだけではなく、これからの可能性ある部分についても多分対応していかなければならないのでしょうから、であればいろんな各方面の方々からも来るのかなというふうなことを想定した場合に、2人がいないときが多いというふうなことになるれば、では誰が対応するのかというふうなことも考えられるわけです。だから、2人の室ということに対して非常に私は不安を感じると。逆につくるのだったら10人ぐらいの体制の中で、もっと特化したというふうなことでやって、誰が来ても誰でも対応できるような状況をつくるぐらいの気持ちが必要ではないのかなと。果たしてこういう2人だけの体制というのは今後、多分期限、4年か5年の間にやろうと思っているかもしれませんが、非常に無理があるのかなと。私も事務職員を経験した人間でございますので、そういうふうな立場になったときに非常に厳しいものがあるなというふうなことを感じております。

今回特に、多分今総務課で担当している方は、担当主幹の方が担当しているというふうに聞いていました。ことし特にその方の職名がただの担当主幹というふうになって、その前は企画担当主幹というふうになっていた。特化するのであれば、特

定事務をやるということであれば、なぜ今こそ担当主幹に再生可能エネルギー推進担当主幹とかというふうなことで、あなたはもうこれだけやりなさいよと、そして誰かつけますからというふうなことでいったほうがいいのではないのかなど。現体制で部署を少なくして、毎日の業務の中で少なくしていけるのではないのかなというふうに私は感じるのです。新たな室の設置ということには必要ないのかなというふうに私は感じるのですけれども、その点いかがでしょうか。

○委員長（細谷地多門君） 日山総務課長。

○総務課長（日山 充君） グループ制の観点につきましては、一般質問でもいただいたわけでございます。組織のあり方として、人数が少なくなっていく中で、確かに誰もが対応できるような形でというふうな形でスタートしているものでございます。ただ、やっぱりこの10年間の中で、今組織改正を先にやるべきではないのかなというふうな多分お考えがあるのかとは思いますが、現状の中で、言いわけになってしまいますけれども、現状の事業をこなす中で、とりあえず先に再生可能エネルギーの推進については進めなければならないというふうに考えて、今回の推進室を設置するという形でとらせていただきました。考えが浅いと言われればそれまでなのですが、大水害の際も短時間の中で川づくりを進めなければならないという中で、たしか川づくり推進室も3人体制ぐらいだったと思いますけれども、その中で業務をこなし、本当にその事務だけに取り組むという形をとらせていただいて、事業については問題があった部分については、ちょっと私が担当していなかったのでもわかりませんが、まず事業の成果は上がったのかなというふうに感じております。

2人がいなくなったときはどうなるのかというお話でございました。今まで進めていく中で、総務課に担当主幹がいらっしゃらないときにお客様が来ても、実は十分な対応ができていないというのはそのとおりでございます。ましてや、今県からは技術的な問題を県が業者と打ち合わせしたり指導したりするわけなのですが、そのときは軽米町が必ず出席しなさいというふうに言われております。そうすると、今の1人体制では、それこそ中村委員がおっしゃるとおり誰も対応できない状態が続いてしまうということもございまして、最低2人、推進室の中で対応していきたいということでございます。もし2人ともいないということになったときは、総務課のほうで連絡先とか、あるいは用件とかについてはお伺いして、こちらからご連絡をさしあげるというスタンスになろうかというふうに思います。

以上でございます。

○委員長（細谷地多門君） では、山本町長。

○町長（山本賢一君） 今中村委員からグループ制、庁内のさまざまな体制の観点の中でご提言いただいたかなと思っております。お話をお伺いしますと、大方やはり推進

していくというか、そういう体制に関しては総合的には賛成のご意見というふうに私は受けとめております。今課長からのお話がありましたとおり、人員関係、さまざまな制限ございますので、現状の中ではこういう形が一番ベストであり、またきちんと責任を明確化、それからまた分担等もきちっと明確化しながら、そしてまたあわせて今ご提言いただきました側面的なさまざまな連携等もこれからもきちっと検討しながらやってまいりたいというふうに思っております。また、来年度ですか、一般事務の退職はないのでございますけれども、またマンパワーの確保等も含めて一般職員等も採用しながら、さらにまた充実に努めてまいりたいというふうに考えておりますので、ご理解いただきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○委員長（細谷地多門君） よろしいですか。

中村委員。

○2番（中村正志君） 今町長のお話の中にありましたけれども、私自身、今この議案第2号については課の設置条例に関しての内容でございますので、再生可能エネルギーの推進に関しては特に反対するとか、そういうふうな意見のものではなく、まず組織体制の部分の中で私は特にお話ししておりますので、その辺のところはお間違いないように聞いていただければと思います。

それで、今回ほかの議案との関係で、補正予算の中で嘱託員報酬は減額して、業者に委託するというふうなことで補正予算を組んでいると、専門員派遣事業委託料ということで、これを見れば組み替えですので、嘱託員の方がやるようなことを業者の方の専門員を派遣してお願いしていくというふうに私は感じるわけです。であれば、当初5月に計画した内容とそれほど変わらないのかなと、人がただかわるといっただけで、その辺のところでは現在担当している担当主幹とその方で、当初の考え方がそのまま正しいといえますか、いいのであればそれでいけるのかなというふうな感じで、ずっとまた事務的に足りないよということであって、誰かをお願いしなければならないよということ、2人体制というふうなものの考え方といえますか。ですから、そういう2人体制の事務の中で、わざわざ今現在ある課と同等の室というふうなのはいかがかなと。私もちょっと前のを調べたら、今課長が川づくり推進室というのは、私これまでもちょっとさかのぼれなかったもので、平成16年だったか平成17年には特定課題推進室というのがあったようですけれども、そのときは企画財政課、その中にあったということで、主幹と室長が兼務したというふうなことを先ほどちょっと見てきたのですけれども、川づくり推進室のときは今と同じように課と室が同等のものだったのかどうか。今は課しかないです、設置条例は。課だけしかないという。だから、室を追加するから今条例改正するのだよということであれば、そのときは、川づくり推進室のときは課等及び室だったのか、課だけだ

ったのか、ちょっとお知らせいただきたい。

○委員長（細谷地多門君） 日山課長。

○総務課長（日山 充君） 私の臆測で物を申し上げてもなりませんので、そこはちょっと確認させてください。申しわけございません。

たしかあのときは課等だったと記憶しております。等がついていたのを、川づくり推進室がなくなったときに……

〔何事か言う者あり〕

○総務課長（日山 充君） 済みません、臆測でございますので、調べてお出しします。

○委員長（細谷地多門君） 後で調べて報告、よろしいですか、中村委員。

○2番（中村正志君） ということは、課等であっても同じですけども、であれば今現在ある課を設置するということですよ、今の現在の条例。ということは、この条例になったのがいつだったのかなということもちょっと聞きたい、わかりたいんです。というのは、課だけにしたときに何かやっぱり組織のやり方、もしかすればグループ制を導入するときにこういうふうにしたものなのかなというふうに、ちょっと臆測で物を言っていますけれども。ということは、軽米町は課というふうなものに設置して、室とかそういうようなのはやらないで、グループ制を中心にしてやるのだというふうな方向でスタートしてきたものだというふうに、非常に軽米町にしては大きな転換期だったのかなと、重要な施策の一つだったなというふうに私感じるの、そこのところをちょっとお聞きしたわけです。

あと、そのほかでお聞きしたいのですけれども……

○委員長（細谷地多門君） 今の、また先ほどの含めて調べて報告という……

○2番（中村正志君） はい。

○委員長（細谷地多門君） そのほか。

○2番（中村正志君） あと、人事の関係で、多分室になれば室長になって、課長と同等だというふうな。今役場には課長と担当主幹、課長級だと言われているんですけども、あと出先の機関の長、保育園長とかそういう方々も課長級だというふうになっているわけですけども、あとそういうふうな場合に課長と担当主幹、出先の機関の長等の差といいますか、よく人事異動なんか見れば昇格というふうに、担当主幹から課長になった場合は昇格という言葉を使っていらっしゃるようなのですよね。課長級だと言いながら。業務が当然に違う、担当主幹は特定事務を掌理するというふうになって、課長は課全体をまずやると、掌理するということで、その点でちょっと違いがあるかなと。ただ、出先の機関は出先の機関の事務を掌理するという、そこには人事関係等の職員管理等まで含まれて、非常に重要な仕事をされているのかなというふうに、私は出先の長の方々思うわけですけども、そういう場合にこの辺のところはちょっと私よくわからないのです。というのは、以前の私先ほど広報を

見たときに、保育園長から課長に来て、これであれば今風で言う昇格だなど、課長から保育園長に行ったりしてとか、課長から出先の機関の長に行っているとか、そういう人たちが過去にあったのですね。だから、そのときは主幹という言葉だったようですけれども、何か同じ課長級。それで、課長級だからただの人事異動だなど、もしかすれば降格だったのではないかなというように思ったりして、ちょっとその辺のところの昇格基準だとか、そういうようなのが今グループ長も課長補佐と主任主査というのは大体課長補佐、グループ長やっていますね。主任主査から課長補佐になると昇格というふうなのがついたりしている。だから、その辺の昇格とかというふうなもの基準とかというのはどのようになっているのか。年齢とか給料とか経験年数とかというのはあるかと思えますけれども、ちょっといまいち最近の人事異動を見ているとよくわからない部分があるなどと思って。その辺も今室を設置するのに関係するのかなというふうに感じますけれども、その辺お願いしたいと思います。

○委員長（細谷地多門君）　ちょっと休憩します。

午前10時31分　休憩

-----  
午前10時32分　再開

○委員長（細谷地多門君）　再開します。

日山課長。

○総務課長（日山 充君）　役場の給与の職階は1号級から6号級まであるのですけれども、課長補佐が4号級で、主幹あるいは出先の機関に行ったときは5号級になります。要は昇格です。1級、2級、3級、4級、5級から……済みません、ちょっとそこ詳しく覚えていないのですが、いずれ6級まであります。課長補佐から、4級から5級に上がるときに、4級の経験年数が何年あって、例えば出先の長になった場合に5級に上がるというのがあります。4級から6級には実はいきなりは上げられません。必ず5級を通りなさいよということがあるので、6級というのは本所、役場の町長部局あるいは教育委員会部局、議会事務局の局長等が6級の職員に当たります。ですから、主幹と出先機関が5級ということになっております。ですから、5級経験がないと本所の課長になっても一旦5級に昇給して、それから1年経過した後に6級に上がるという、今はスタイルになっています。私がよくわからないのは、6級になった人が出先に出たときに5級に下がるのか、多分下がるには思いますが、そこも臆測になりますので、確認させていただきたいと思えます。

○委員長（細谷地多門君）　中村委員。

○2番（中村正志君）　ありがとうございます。なぜこの話をしたかということ、現在総務課の担当されている担当主幹の方が……担当主幹ですよ。私もここ何年間か人

の配置を見ている中で、なぜあの人がそのまま担当主幹なのかなというふうなのをちょっと感じていたのです。同年代の方々はすぐ課長等になっている、例えば今で言う号級が6級、ただ級がそうであっても給料表が何号か数が多ければ、実際の給料は同じだよと言われてればそれまでだかもしれないですけども、今こういうふうにしちっと5級と6級と分けているのであれば、多分私は臆測の中、推測の中では再生可能エネルギーを進める上においては担当主幹がいなくなれば絶対困るというふうな思いがあって、そのまま置かれているのかなというふうに私自身では推測していました。ただ、こういう階級といいますか、職階があるのであれば果たしてこれでよかったのかなというのが、私自身もちょっと不思議に思うわけですけども。

あわせて、今現在総務課には課長と担当主幹1人、課長補佐が2人、そしてグループ長がそれぞれ1人ずついらっしゃるようです。ほかの課では、税務会計課では課長と担当主幹が1人、課長補佐が1人でグループ長が2人というふうな体制、それ以外は全てが課長がいてグループ長というふうな状況のようだと見ていました。まず、総務課で再生可能エネルギーを進めているわけですけども、その中の課長、担当主幹、課長補佐、グループ長のそれぞれの事務分担といいますか、その辺はどのようになっているのかなという。先ほどの話を聞いていると、担当主幹だけが再生可能エネルギーをやっているよというふうなことを聞いていましたけれども、果たして今の組織の中でそんな状況でいいのかなというふうなのをちょっと不思議に思ったものですから、それだけの人がいっぱいいるのであればそれぞれの分担というのはまたあってよかったのかなと。なぜ総務課だけ、これだけ特化して、特別にこれだけの職階の高い人たちだけを上に持ってきていたのかなというふうなのをちょっと不思議に感じていたので、質問させていただきました。よろしくお願ひします。

○委員長（細谷地多門君） では、今の件について答弁……ちょっと休憩します。

午前10時36分 休憩

-----  
午前10時51分 再開

○委員長（細谷地多門君） それでは、休憩前に引き続き再開したいと思います。

先ほどの中村委員の質問に対して、よろしいですか。

日山総務課長。

○総務課長（日山 充君） 先ほどの質問は、主幹とか課長補佐とかの各課におけるバランスといいますか、そういうふうなのがあるのかおかしいのではないかというようなお話でございます。例規に載っている条例とか、そういうふうなものの職階についてのこと、それぞれ置くことが原則となっています。つまり、必ず例えば産業振興課なりの課に主幹も課長補佐も置かなければならないという決まりにはなっており

ません。実際の職員の異動を行う場合には、それぞれの各課の業務量なり事務の中身を見て、その業務を適切にこなせるように適材適所という観点から人事異動を行っているというふうに理解しております。

それから、あともう一つ、例えば課長から出先の機関に行った場合、降格になるのかというお話でございますが、給料的には6級の人間は5級に落ちるとかということではなく、よそに出ても6級は6級と、そういう形で運用させていただいております。

以上でございます。

○委員長（細谷地多門君） よろしいですか。

中村委員。

○2番（中村正志君） ありがとうございます。適材適所、人事、そういうふうな形でやっているのはそのとおりだと思います。ただ、私は逆に今説明しやすいように、置くことができるということで、置いているところと置いていないところがあるのだよ、必ずしも課長補佐を置いて、グループ長を下に置くのではないよということを行っていますけれども、私が聞いているのは逆なのですよね。課長補佐を無認証という言い方、私は自分でそういう言い方をしているのですけれども、グループ長のほかに上に課長補佐を置くということ自体が逆にうまくないのではないのか。うまくないというか、すっきりしないのではないかなと。逆に課長がいて、次はグループ長でいいのではないかと。というのは、グループ長の選任の仕方の中で、私もこの前もお話しさせていただきましたけれども、担当主幹、課長補佐、主任主査、主査、この4人の中からグループ長に任命できるというふうになっていた、今では担当主幹が1回も任命になったことはないと思います。私もここで話しするべきではないと思いますけれども、担当主幹やったときにどういうふうな仕事をすればいいのかよくわからなかったときがありました。当初は、課長補佐の人たちがグループ長をやって、課長とグループ長が一体となった形で進めるのだということで平成18年度から進んだなというふうに私は記憶していましたが、それが長い中においてばらばらになってきているというふうなこともちょっと不思議に思ったりして、職員も戸惑っているのではないかなというふうな、私もある職員からも、担当主幹とか何もない課長補佐というのはどういう役割をすればいいのですかというふうなのを話をしたこともあったのです。その辺のところをまず理解していない職員もいると思います。その辺のところ、職員に対しての説明というのは必要ではないかなというふうに思いますので、これからその辺のところの不安を解消していただければと思います。

別にもう一つですけれども、今回再生可能エネルギーの推進室をつくる上において、事務分掌の中にアとして再生可能エネルギーに関すること、イとして省エネルギー

ギーに関すること、ウとして企業立地に関することの3つ、分掌事務として挙げております。私ちょっと行政組織のあれを見たところ、今まで再生可能エネルギーという言葉がどこにもなかったなど、総務課の中にもないのですね。事務分掌はグループごとに書いてありますけれども、どこで今までやったか、では総務課ではなぜ再生可能エネルギーを推進する担当課になったのかなということをもまず1つ。省エネルギー、その中に町民生活課の中には資源エネルギーに関するということというふうに、このことが多分このことを総括したことなのかなと。であれば、本来は町民生活課がこれを推進する部分の主体となるべきだったのかなというふうに感じるわけですが、その辺とこれから再生可能エネルギー、資源エネルギーの中でも幅広いものがあると思いますけれども、ただ新聞の中には何かそのほかにも風力発電とか、そういうふうな相談も寄せられていると、だからそれで専任職員を置くことでそれらも解決できるものだというふうなこと、ということはそういう全てのエネルギーを総括してやるのだというふうなことになるようですから、規則で改正していけばいいのしょうから、それはできるとは思いますけれども、ただ疑問に思ったのは総務課がなぜまず再生可能エネルギーを、私も資料要求をしていましたが、いつごろからその事務がやられているのかというのがわからなかったので、経過を、資料要求していますけれども、そういう流れの中で、まずどういうふうなことで総務課のほう为主体になって行われていたのか。

あともう一つ、企業立地に関することってありましたけれども、私この組織、規則を見たら、総務課には企業誘致に関するとして書いてあるのです。この辺、ちょっと別なところで話ししたときには、いや、企業立地ってありますよということだったので、この規則の中には企業誘致と書いてあるけれども、ここはこれでいいのかなというふうなこともあわせてお願いしたいと思います。

○委員長（細谷地多門君） 日山課長。

○総務課長（日山 充君） 初めに、再生可能エネルギーをなぜ総務課が行っていたかのご質問でございます。一般質問の際もお答えしたような記憶があるのですが、再生可能エネルギーの推進に関しましては……では先に企業立地と企業誘致について話します。企業立地と企業誘致は、課の設置条例の中には企業立地とあります。規則の中には企業誘致になっておる、多分言葉の間違いといいますかね、ここは整合性とならなければならないと思いますので、後でここは整合性はとらせていただきたいと思ひます。

総務課の中にある再生可能エネルギーの事業導入を企業誘致の観点から捉えて、総務課が担当することになったものでございます。町民生活課が資源エネルギーの関係担当ということで、本来そちらがやるべきではないかというお話もございすけれども、いずれこれは事業を進めていく上で、総務課で企業誘致やっているし、

再生可能エネルギーの事業を導入するには企業誘致的な観点が大きいのという考え方から、多分そのようなことで総務課が行ったものだと私は理解しておりますけれども、前は再生可能エネルギーという部分が入ります。総括すれば資源エネルギーに当たるのかもしれませんが、いずれ何回も申し上げましたとおり、事業者の誘致という形の考え方で総務課が担当しております。

あと、今回省エネルギーの部分、省エネルギーとまず言っていますが、資源エネルギーの部分といいますと実は大変広くて、ごみの関係から全部資源エネルギーに入ります。それを全部今の再生可能エネルギーを推進のほうに持ってくると、やはりこれも事務量が多くなって、肝心の再生可能エネルギーの部分に支障が出るだろうということで、省エネルギーの部分、例えばなるべくエネルギーを消費しないようにしましょうとか、再生可能エネルギーの普及の中でエネルギーをなるべく効率的に使いましょうという観点は、こっちの再生可能エネルギーと関連があるのかなということで、省エネルギーの部分は外させていただいたものでございます。何回も言いますとおり、再生可能エネルギーは企業誘致の考え方で進めているので、条例で使っている企業立地という言葉がありましたので、企業立地を同じくここに入れさせていただいたものでございます。

○委員長（細谷地多門君） ちょっと待ってください。最初、冒頭で、中村委員が不安解消に努めるべきでないかというような質問があったかと思うのですが。

○2番（中村正志君） 要望で。

○委員長（細谷地多門君） それはいいですか。

中村委員。

○2番（中村正志君） ありがとうございます。

それで、あともう一つ、新聞等のあれを見ながらちょっと感じたのは、いずれ再生可能エネルギーを推進する上において非常に1人の兼務というふうな職員では多忙だろうというふうな中に、業務の中に農地転用や林地開発、申請の事務手続を行うなどの作業が膨大であるということのようですねけれども、林地開発といえば多分産業振興課かなと思ったり、資源エネルギーの関係は町民生活課、だから他課に係る事務を一括して進めようとするというふうなことだと思うのですが、その場合にこの推進室を設置するというふうないきさつですか、そこまでの行き着くところのプロセスの中で、例えば毎月やっております経営会議等で各課長等に相談して、各課長等からの意見を聞いた上で、それぞれの中で同意の上でこういうふうな内容になったのか、またはそれではなく、個別の中でちょっと各課の課長等と相談して、ここ必要だからそれぞれの業務を逆にこっちに持ってくるのだというふうな話を含めながらの事務手続等を進めたのかどうかということをもまず1つお聞きしたいと。

もう一つは、推進室を新設する上において、私が見た予算の中では、これ推進室をつくるということで予算というのが伴うものであるということで、嘱託員報酬を減額して、新たに業者の専門職員をまず派遣してもらおうと、その専門職員の嘱託員報酬よりも若干高いなと思って見ていましたけれども、それがどのような報酬の仕方、多分嘱託員報酬であれば1週間に30時間勤務してもらって、それで1カ月の報酬を払うのだというふうなやり方だったと思うのですけれども、この業者の場合にはどのような勤務体制なのかということ。

あわせて、これにかかわるほかの、推進室がかかわっていく上においての予算というのは、私今の補正予算に出ていないような気がするのですけれども、現状にある予算をどのように使おうとしているのか。ただやはり科目が、今でも企画費の中で総務課だけでなくほかのところで使っているというふうなのもあると思いますけれども、そういう科目とかの設定というのは推進室の課長が全部決裁するというふうな形になれば、新たな予算新設というふうなのが生まれてくるような気がするのですけれども、今までの予算を使うとした場合でも、その辺のことはどうなっているのかなというふうなこと。この2点をお聞かせいただきたい。

○委員長（細谷地多門君） 日山課長。

○総務課長（日山 充君） 推進室を設置する過程の中の協議がどうなっていたかということだと思います。それで、中村委員のお話では、例えば林地開発にしる農地転用にしる産業振興課の窓口と、窓口はそうでございます。林地開発につきましては、申請を受け付けるのは県でございます。産業振興課でやる部分は、林地開発の申請が上がったものに対して県から意見照会が来ますが、それを各課にこれについて意見がありませんかということで流して、回答してやるだけの業務が産業振興課でやっております。いずれ今回例えば省エネの関係を入れたとかというのは、町民生活課の課長と個別に相談して決めておりますし、経営会議におきましては、町長から実はこういうふうなことで再生可能エネルギー対策室を設置したいということで報告し、各課長から意見はございませんでしたけれども、そういうふうな形で決定になっております。

あともう一つ、予算の関係でございますが、業者からの派遣の予算、実は大変高いものです。1日当たりになると6万幾らになります。なぜそうなるかといいますと、技術者の単価というのが公定価格で、設計書なんかで使う基準が決められておりますが、技術者CとかAとかとあるのですけれども、その方の大体の賃金が1万6,000円ぐらいだったかと思っておりますけれども、その業者の収益分、もうけ分が100%入ります。ですから、1万6,000円だと3万2,000円、それに諸掛りだとかなんとかがプラスになっていって、そういう形になります。これは軽米町だけがそういうふうになっているわけではなくて、岩手県でも技術者等が不足して

いる場合は外部に発注している部分がございますけれども、同じような形でやっております。ですから、今回の同額の予算の中でお願いするのは、本当に技術的な部分が必要なときだけ役場に来ていただいて、その業務に当たっていただきたいというスタイルをとらざるを得ませんでした。本来は嘱託職員で来ていただければ技術的な部分以外にも見ていただけるのかなというふうには思ったのですが、結局そういうお願いの仕方ができなかったということで、とても残念なことがございます。

それから、予算の執行の関係ですけれども、これについては大体、例えば再生可能エネルギーだと衛生費になるのかもしれませんが、先ほどから何回も申し出ており、企業誘致の考え方を持ってこの事業を進めているということで、企画費の中の予算を再生可能エネルギー推進室というものに分けるというのですか、もともとの再生可能エネルギー推進の予算というものを要求させていただいていますので、それに今回プラスで、どうしても県に対する出張が多くなりますので、旅費を今回補正でお願いしています。

以上でございます。

○委員長（細谷地多門君） 中村委員。

○2番（中村正志君） ありがとうございます。私だけ話をしている申しわけないですけれども、もう少しで。

確認ですけれども、業者の方が1日6万円何がしというふうな金額は、もしかすればこれから大体60日ぐらい来るのかなというふうに想定するのですけれども、1カ月に2週間弱程度、ぽつぽつと平均化すればそういう形で来ていただくというふうなこと、その中でも特に来てほしいというときに呼ぶというふうなことだと思うのですけれども、そういう形ですけれども。

あともう一つ、具体的なこととして、エネルギー推進室をどこに設置しようとしているのか、場所ですね。

○委員長（細谷地多門君） 日山課長。

○総務課長（日山 充君） 総務課と産業振興課の間でございます。

○2番（中村正志君） とりあえず私は。

○委員長（細谷地多門君） よろしいですか。そのほか。

山本委員。

○13番（山本幸男君） 中村委員の質問で大分推進室の形が見えてきましたが、確認しますが、推進室には正職員が1人、それから再雇用が1人、あるいは測量事務所の専門員が何がしか。という格好で3人体制という形になると理解していいのですか。それが質問第1点。

それから、今までさまざま再生可能エネルギー関係についての委員会とか、今回

推進室をつくるというようなことで、大分予算の支出が多くなるなというような感じを持っておりますが、例えば再雇用の関係も、前に戻って申し上げますが、任用というのは何か補助の対象になるのかというような制度があって、再雇用の方々は働いているわけですか、そのことについて。

それから、この事業を進めるに当たっての財源というのは何か見込まれることがあるのかどうかということについても質問したいと思います。

それから、役場が測量とかさまざまなそういう林地開発にどこまでかかわりを持つことになりますか。以上のことについて質問します。

○委員長（細谷地多門君） 日山課長。

○総務課長（日山 充君） 最初の3人体制になるのかというご質問でございますが、現時点では本年度は今の体制で進めたいと思っていました。ただ、4月に関しましてはこれから職員配置もかわってきますし、実はかえていきたいと思っております。

それから、2番の再雇用について補助金があるかということですが、再任用の職員級に対する補助等はありません。

それから、財源についても、これも全て一般財源でございます。

それから、林地開発等の業務をどこまで役場がやるのかということでございますが、基本役場に対する申請書、林地開発等の申請書を作成するのは業者でございます。町がやるのは、申請が上がってきた申請書をチェックする、間違いがないかどうかを確認するという業務になります。現時点でそのチェック体制が町にないものですから、それは県にお願いして、業者が林地開発の申請書を作成する途中で随時協議を行いながら進めていくのですけれども、それに町からも行って、林地開発の申請書の中身の確認に立ち会っているという形でございます。ですから、測量とかそういうふうな業者がやるべき業務も町がやるということはありません。

以上です。

○委員長（細谷地多門君） 山本委員。

○13番（山本幸男君） それで、私は説明を受けていて、測量士と専門員の関係は測量事務所だか、そういうところからまず頼むというようなことに私は理解したのですが、県のほうからそれは派遣、便宜を図ってもらうというような意味ですか。そのことを1点。

それから、今資料が出ましたが、メガソーラーの関係で大変と面積が減になった、きのう一般質問の中でもそういう説明がございましたが、減になった理由、それからその中身についてもう少し資料をもって説明してもらったほうがいいのかなど。どの部分が何のために、そう思いますので、それぞれ私の計算でいきますと550町歩ぐらいでという中身ですが、その場所、理由等について資料をもって説明をお願いしたいと、そう思います。

○委員長（細谷地多門君） 日山課長。

○総務課長（日山 充君） 技術職のお話でございますが、コンサルタント業者にお願いしようと思っているのは測量とかなんとかではなく、林地開発の申請をする場合に例えばこの山からどのぐらいの水量が流れてくるとか、流れてくる水量に見合うためにはどのぐらいの調整池をつくらなければならないかというふうな計算をしなければなりません。それらの計算をする、その審査を私たちができないものですから、今は県の林地開発の担当をやっている職員の方に、申しわけないけれども、今の時点ではうちでできない部分をお願いしますよという形で、県の職員の方が今は代行してやっておられます。ですから、その体制を県がやってくれるのだったらそれでいいのではないかということではなくて、県では町がやるべきことは町でやるようにしてくださいよということをお話になっておりますので、いろいろその方策を検討しておるところでございます。

あと、2点目の減になった理由については資料をお示ししてということでございますので、後でその資料ができた段階でお話できればなあとお思いますので、よろしくをお願いします。

○委員長（細谷地多門君） よろしいですか。

山本委員。

○13番（山本幸男君） それでは、あと1点。風力発電の話が何ぼかたまたま新聞に載ったり、町長も政務報告の中にも、今回は別にして何回か出たことがあります。実際問題として、風力発電というのは民間が計画する事業であって、役場とのかかわりも余り現段階では深くない、したがってメガソーラーの関係が大変と重きを置いて先行しておりますので、実質風力はないと理解していいのかなというような感じを持っていますが、いかがですか。

○委員長（細谷地多門君） 日山課長。

○総務課長（日山 充君） 風力発電に関しましても、面積的にはメガソーラーみたいに大きな面積ということはありませんけれども、いずれ許認可の関係が発生いたします。許認可の関係については役場が窓口になって実施するということについては、メガソーラーと何ら変わりがございませんので、申請事務に関しては役場が受けて、役場が風力発電の認可を出すというスタイルになりますので、役場が関係ないということではございません。

○委員長（細谷地多門君） 山本委員。

○13番（山本幸男君） 実質もうけはないのではないかと、あるいはメガソーラーの量が多大だと言えはんなのですが、いずれ多大ですから、実際問題は風力発電はないと理解したほうがいいのかと思います、それは。

○委員長（細谷地多門君） 日山課長。

○総務課長（日山 充君） 風力発電に関しましては、実はメガソーラーよりか環境に対する負荷が大きいということで、3年間の環境アセスメントの実施が義務づけられております。面積的なものとして開発区域が1ヘクタールを超えれば、当然林地開発の許認可が必要になりますし、手続的には同じ形になると思っております。

これまでの業務の流れでございますが、風力発電に関する、こちらに対する業務でございますが、実はここの地区に風力発電を実施したいという相談を受けまして、そのあたりの関係の情報を町からお示し、例えばここは保安林があるからだめですよとか、そういうふうなお話をさせていただいております。実際の話、今軽米町の2カ所だと私は理解しておりますが、ノソウケ峠のところの可能性を探るために、町へ鶴飼牧野に風況ポールという、30メートルぐらいのポールで風力等をはかる施設が設置されておるのにつきましても、いずれ風況ポールを立てるに当たって、ここでやりたいのだけれどもどうでしょうかということで相談を受けて、調整をして、町の町営牧野をお貸しするというをやっておりますし、折爪岳のほうにつきましても、ちょっと私も余り詳しくないのですが、山内地区で風況ポールを立てて調査はやっている状況でございます。

○委員長（細谷地多門君） よろしいですか。

古館委員。

○12番（古館機智男君） 中村委員、山本委員の質問で大体わかった部分がありますけれども、一般質問でも取り上げましたが、1つは一般質問のときは推進していく上での費用の試算というのを求めたわけですが、そのことについて改めてお伺いしたいと思います。その前提としてですけれども、まず室というのは設置されるとすればどのぐらいの期間を想定しているのか、このことをお聞きしたいと思います。その上で、費用がどのぐらい想定されるかというのが。

それから、確認ですけれども、県から技術的な指導については、今のところはそういう技術的な能力を町が有していないので、県のほうから協力してもらってやっている、しかし本来の仕事は町のものだから町でやりなさいと言われて、そのための例えば360万円の補正予算の分と理解して、コンサルの分の360万円と理解していいのか、その場合は県からの支援というか、そういうことをいつまで、これは予算化はされるわけですが、これが予算化してくればもう県はやらないというのかどうかも含めて、その辺をお聞きしたいと思います。

中村委員も言いましたけれども、予算区分の関係で、前室があったかどうかわかりませんが、今でも例えば八戸平原関係の窓口も、農林水産業のうちの中で八戸平原開発の関係は別にして、今までもいろんな事業ありまして、今土地改良とか維持費だけの絞られた形になっておりますけれども、事業を明確にするためにも、例えば再生可能エネルギー関係の独自の款というのを設けて、項になるか、款では

ないかもしれませんがけれども、そういう形でやっぱり明確にしていくべきではないかなと思います。特に企業誘致の観点からということで室をつくるわけですがけれども、企業誘致というのは本来はこの土地に来て地元から労働者を雇用して、いろんな意味での波及効果が得られるものが今までの企業誘致だったわけですがけれども、ただ今回のようにメガソーラーに限って言えば、鶏ふんバイオマスの場合は性質が違おうと思うのですが、それは地元雇用も含めて、それからいろんな意味での企業誘致という形に捉えてもいいものだと思うのですが、メガソーラーの関係は例えば地元雇用、技術的にでもほとんど地元雇用を生み出すものではなくて、草刈りとかぐらいのもだと言われていています。固定資産の収入とか、確かに一定の、ゼロではもちろんなく、それなりのものはあるかもしれませんが、やっぱり企業誘致の観点からすれば一番率が悪い仕事であります。そういう意味では、それにかかわる経費、費用の試算をきちんとして、本当に財政的にも経済的にも意味があるのか。私は、あと指摘したのは、企業からの農山村振興のための費用がどうなるのかというのもまだ明らかになっていませんけれども、そういうことも含めた形の歳入の分、支出の分も含めたきちんとした試算が必要ではないかな、そのことを明らかにしていただきたいと思います。

それから……そのことについてご答弁いただきたいと思います。

○委員長（細谷地多門君） よろしいですか、答弁のほう、今の質問。

日山課長。

○総務課長（日山 充君） 推進室の設置期間はどの程度かというお話でございます。今後の事業の進みぐあいもあろうかと思っておりますけれども、想定しているのは五、六年かなというふうに考えています。

それから、県の支援はいつまで続くのかということでございますが、技術者が、だからすぐ林地開発の審査ができるかということ、実はそうではないそうでございます。やっぱり審査のポイントとかそういうふうなものがあるので、しばらくは技術的にわかる人間と一緒に立ち会うことによってその能力をつけていくということでございますので、受けてくれるかどうかはこれから行ってお願いしなければならないのですけれども、やはり来年度も今の体制を何とか継続していただけるようお願いはしたいと思っております。

それから、予算の明確化をすべきではないかということでございます。これについては検討させていただきたいと思います。

企業誘致の関係は町長から。

○委員長（細谷地多門君） 山本町長。

○町長（山本賢一君） 企業誘致に当たらないのではないかなというようなご指摘でございますが、私決してそうは考えておりません。今山内生産組合について、（株）レノバ

という企業が今進めておりますが、そこが一番進んでおりまして、大体良好と申しますか、中身が非常に明確になってまいりましたので、この例を申し上げますと、土地代が1億数千万円、それから固定資産税その他で1億円ぐらい町のほうに入るのかなというふうに見ております。それから、もちろん固定資産の税収が上がれば地方交付税は下がりますので、そのうちの2割強は町のほうに残るのかなというふうに思っております。それから、これは企業からのお話でございますけれども、1年間に5,000万円ぐらいの草刈り、それから設備のさまざまな管理等、これは地元の方々をお願いしたいというような意向もございます。それからまた、4年から5年かけて、これも山内生産組合だけのお話でございますが、大体1メガ当たり3億円の事業費と言われております。125メガワットですから三百四、五十億円の事業費になるかと思いますが、そのうちの二十四、五%は地元のさまざまな造成、それからまた建築等、そういった工事が発生すると言われております。それに関しましてもしっかりと地元の参入等お願いしてまいりたいというふうに考えておるところでございます。そういった観点の中から見ましても、私は地元には効果が出ないのではないかという懸念はないのかなというふうに考えておるところでございます。以上でございます。

○委員長（細谷地多門君） よろしいですか。

古舘委員。

○12番（古舘機智男君） それでは、今の例えば土地代、固定資産税、いろんな管理費、そういう意味では町として直接は町財政には関係ない部分ももちろんありますけれども、そういうようなのを口頭だけではなくて、きちんと資料として出していきたい。

それから、支出の関係の試算についてもおおよそ五、六年という室の設置、それに伴ういろんな費用のことをやっぱりきちんと資料として提出していただくことを要望いたします。

○委員長（細谷地多門君） 山本町長。

○町長（山本賢一君） あくまでもこれは概算の段階でございますので、これがもうちょっと進めばより明確化してくると思っておりますので、そういった段階になりましたら…

○12番（古舘機智男君） 概算で結構ですから、やはり公式のこの場で発言していますから、そういうのは資料として出していきたい。

○委員長（細谷地多門君） よろしいですか。

茶屋委員。

○7番（茶屋 隆君） 先ほど課長の説明の中で、ちょっと確認ですけれども、私単純に考えれば調整池というのですか、そういうふうなのは設備整備の中でやるものだけ

ら、業者のほうで、こっちで何かそういったのを計算してもらって、コンサルからやって、それを出してというのではなくして本来であればそっちの計画するほうでそういうこともやって申請を出して、それを確認するのが役場のほうではないかと、そののところがちょっとわからなかったの。

○委員長（細谷地多門君） 日山課長。

○総務課長（日山 充君） 説明の仕方が大変悪いのだと思います。業者のほうで計算から何から全部やります。ただ、審査するのはそれが正しいかどうかを試算しなければ、ちゃんと試さなければなりません。その部分が技術的なものがあるので、一般の私たち事務屋はなかなか対応できないというところでございます。

○委員長（細谷地多門君） 茶屋委員。

○7番（茶屋 隆君） 再生可能エネルギー推進協議会の中で、ちょっと傍聴した中でですけれども、県のほうではそういった調整池が一番問題でないかということで指摘されていましたが、まず滝沢市の部分でも30ヘクタールのところが1.5ヘクタールという、そういった膨大な調整池がなければいけない、そうすれば山内地区のほうは300ヘクタールとすれば雪谷川ダムぐらいの調整池が必要だという、それが大きいのではなくて、恐らく分散してやると思いますけれども、そういった計画が進んでいない中で無理かもしれませんけれども、できれば平主幹も前に話ししていましたけれども、そういったところを視察してみてください、どういうふうにできて、どういうふうな形でそういうふうなのになっているかというのをわかると思いますので、ぜひそういうようなのを計画していただいて、やってほしいなと思いますが、こっちのほうは林地開発がおりて工事が進めば、大体はそこを見てわかるとは思いますけれども、全然わからないような感じですので、やっぱり一番それが不安、今こういうふうな異常ですよ、雨が降ったりすれば、そんなとき一番心配すると思いますので、その辺ちゃんと視察できれば、こういうふうなやっているのだなと思えば安心できるのかなと思いますので、ぜひそういうふうな計画をしていただきたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

〔「ちょっと休憩」と言う者あり〕

○委員長（細谷地多門君） 休憩します。

午前11時34分 休憩

-----  
午前11時34分 再開

○委員長（細谷地多門君） 再開します。

日山課長。

○総務課長（日山 充君） 確認いたしまして、ちょっと見た覚えがあったのですが、予算要求に。今確認しましたら、今回の補正予算の中で、たしか6月に委員から要望

があった部分については視察も必要だろうということで、予算措置をさせていただいておりますので、実施時期等については予算が決まってからお話しさせていただきますと思います。よろしく申し上げます。

○委員長（細谷地多門君） 茶屋委員。

○7番（茶屋 隆君） あのとときは多分大船渡のほうとかと言っていましたけれども、滝沢市かどちらかわかりませんが。

あと、それから再生可能エネルギー発電の計画が出ましたけれども、当初推進協議会で協議している段階では、業者の方も基金として何%とかというような数字を最初は提示してきましたけれども、最後は何かうやむやというような感じになって、これからの交渉でそういうふうにしていきたいというふうなことで載っていますけれども、それが農山村活性化、法律に基づいてやればそういったことも一番活性化のためには必要なのかなと思いますけれども、それはこれからのことだと思いますけれども、その辺は町長、どのように考えていますか。そういった基金として、例えば売電の3%とか1%とかという、そこら辺はやっぱり町としてはどのように考えているのか、交渉していく段階で。

○委員長（細谷地多門君） 今の質問、よろしいですか。

山本町長。

○町長（山本賢一君） 当然そういったご協力はずっと私もお願いして来ておりますし、1社からは協力するというふうな答えもいただいております。あと、もう一社につきましてはお話し合いしておりますけれども、また3番目の会社に関しましては全くまだ実態が、今回山本委員からもご指摘ありましたように大幅に減っておりますし、まだまだちょっと地権者との交渉もあるようでございますので、確定しておりませんので、現段階ではそういう状況に至っておりません。これは強力にこれからお願いしていくと思っております。

○委員長（細谷地多門君） 茶屋委員。

○7番（茶屋 隆君） 町長から答弁いただきましたけれども、やはりそういった形で基金から何%とかというのが、これから交渉はして進めていくと思いますけれども、そういうようなのがはっきりと出てくれば、それだけの恩恵があるのだなと思えば明確になってくると思いますので、まずはそういったこれから進める段階で、恐らく一般質問でも言いましたけれども、林地開発の許可が一番問題かなと私は心配しておりますけれども、滝沢市の30ヘクタールを開発したときでも県では本当によく許可がおりたようなことを県の方は説明しましたので、その辺一番心配していますけれども、そういった部分も何か県のほうとのやりとりの中でわかったことがあれば安心しますけれども、一番心配していますけれども、いかがでしょうか。

○委員長（細谷地多門君） ちょっと休憩します。

午前 11 時 38 分 休憩

---

午前 11 時 38 分 再開

○委員長（細谷地多門君） 再開します。

藤川副町長。

○副町長（藤川敏彦君） 私本来、前もお話ししたと思いますけれども、林地開発の専門家ではございません。林業全般ということで、申しわけありません……

〔何事か言う者あり〕

○副町長（藤川敏彦君） 失礼しました。では、その中で知っている範囲で、そして今の現状についてお話ししたいと思います。

先般、先々週だったと思いますけれども、林地開発の業者のほうからお話がございましたけれども、そこから正式な申請書が町のほうに上がってきておりました。町からはそれを県のほうに上げると、当然本来であればしっかり審査をして、本会議でもこの間お話ししましたけれども、標準処理日数というのがございまして、それを審査して県のほうに上げて、町のほうでしっかり審査すればすんなり県のほうで通るとというのが本来の形です。ただ、その面で専門的な職員がいればそういった形になるかと思うのですけれども、実際の話は先ほど日山課長が言いましたとおり、実際は町の正式な文書としては……失礼しました、ほとんど業者と、あと県の本庁の担当のほうでいろいろ書類のチェックとかしていただいております。そういったことで、ある程度調った段階で正式に町のほうから返書をつけて県のほうに出すと、そこまでいっておりました。ただ、先般その申請に対しまして、まだここがもう少し不備な点がありますよとか、幾つか文書で県のほうから来ておりました。そうしますと、それを今度そこをクリアして、さらにまた県のほうに出すと、これを何回かやりとりするというのでございます。最後のやりとりが調べてから、またさらに何日間以内で県のほうでは処理をしなければならないということでございますので、それが調べば、ある一定の期間がたてば県のほうから認可してもらえという形になります。

ただ、その認可の後に、先ほど滝沢市とかのお話ございましたけれども、県のほうでは 10 ヘクタール以上の申請がございまして、これを今度森林審議会に諮問いたします。森林審議会のほうでは、さらにその部会がございまして、部会にそれをおろすと、そして今度はその部会のほうで現地を見たり、いろいろ専門的なことを審議して、それでオーケーとなれば森林審議会の本体のほうに上げて、そして上げれば、大体部会のほうでおろしていますので、部会のほうでまとめれば、森林審議会の会長のほうから知事のほうに答申という形になります。森林審議会の日程というのは大体毎年 12 月ということで決まっておりますので、それまでにやるわけで

はないです。ここの仕事もいっぱい審議する内容ございますので、そればかり早めてやるというのはちょっとできなくて、それが12月にはその許可がいただけると、正式に許可いただけると。

ただ、その後、本庁の考え方なのですが、実際の許可権限は森林審議会ではございませんで、知事ということになります。ですから、審議会の部会のところで大体オーケーをとれば工事のほうはゴーサインがあるのかなというふうに考えております。その辺ちょっと私も専門というか、水利資源担当してございませんので、はっきり申し上げられませんが、どんなに遅くなくても例えば12月をめぐりとしております。ただ、それで認められなければ今度次の森林審議会ということになりますけれども、それは業者のほうでもいろいろあると思いますので、もう一回検討するとか、できるだけ早める形で。ですから、いずれ最終的には、今も申し上げましたけれども、知事認可という形になりますので、知事がオーケー出してくれるまで、それが正式な形、それまでは何回も繰り返すという、それぐらい時間かかるということ。

○委員長（細谷地多門君） よろしいですか。

茶屋委員。

○7番（茶屋 隆君） せっかく副町長が出てきましたので、もう一つだけ。これも推進協議会の中でしたけれども、今開発して、設置されて、その後20年後ですけれども、例えば山内の部分300ヘクタールが全部伐採するわけではありませんけれども、恐らく300ヘクタール、何ヘクタールが伐採されるかちょっとわかりませんが、その中で今地元の森林組合で植林するのが1年間で100ヘクタールぐらいしかできないというような県の方の説明でしたけれども、そうすれば300ヘクタールであれば3年かかる、そしてその木がおがっていくのに5年、10年、まして土地をそぐったりなんかすれば、より以上にかかるというようなことも心配されていましたが、やはりそういった先のことまで考えていかなければ、目先のことだけではなく、そういった部分も考えて、副町長は森林が専門ということですので、そういったことを考えればどうなのでしょう。ちょっと心配しますけれども、雨が降ったときとかいろんな部分とか、そういった森林が育ってくるとか、そういうようなことを考えればいかなものなのでしょうか。

○委員長（細谷地多門君） 藤川副町長。

○副町長（藤川敏彦君） 基本的には開発面積があって、実際太陽光パネルを設置するのはその半分ぐらいというふうに理解していただければいいと思いますが、その周りを森林で囲いますので、それは専門家の判断で、このぐらいの勾配であればこのぐらいの沈砂池をつくってくださいとか、もう少し樹林帯の幅をとってくださいということで、それは何年確率かの雨が降った場合、最近は本当に大雨が降るとい

とで、それも加味して、ある程度のクリアはできるのかなと、しっかり審査すればというふうに思っています。

ただ、20年後の話でございますけれども、これはその後の国策によってどう膨大に、いろんな各県、これよりも大きいメガソーラーの事業者なんかもこれから計画されたり、実際あったりしますけれども、1カ所当たり。そこをこれからどう扱っていくかというのはちょっと国で読めませんので。ただ、最悪の場合、全量それを撤去すると、撤去して契約に基づいて原状復旧するという場合になりましたら、20年後の話ですので、あくまでも土地所有者とのいろんな話し合いが出てくると思いますが、1回に返してしまうのがいいのか、それとも少しずつ返してもらうのがいいのか、そういった部分もまた責任上では検討しなければならないというふうに思います。

ただ、山を見ますと、比較的こちらの山は平らですので、まず雨が降ってもそれほど一度に出るようなところがないですので、そして結構日本の山というのは平均1,800ミリメートルとかぐらい雨降りますので、大体復旧していくというのが普通のパターンです。ヨーロッパでしたら600ミリメートルとか、そのぐらいしか降りませんので、本当に1度切ってしまうとなかなか復旧しないということがございますけれども、歴史的に見てもずっとそのままという状態です。

ただ、こちらの山は私も林業やってみて、結構早目に復旧すると、ただ一番怖いのが道路を通して、稲妻道路がございますね。あれやられてしまうと、勾配が急なところから駐在するために稲妻の道路、一番材を出すためには、俗にスイッチバックみたいな部分、かなりつくることがございますけれども、それやられてしまうと本当にそこが水路になって川に流出する、これが一番今問題になっているものでございます。こちらのほうは比較的山が平らですので、そこは余り心配ないのかなと。決してゼロということではございませんけれども、ほかのところと比べれば何ほかいのかなというふうには考えております。ただ、それは決して安心できることではなくて、しっかり管理しながらやっていかなければならないというふうに思います。

あと、100ヘクタール、50ヘクタール、これを一度に今度造林しなければならない、できるかということ、それはやっぱり一度には無理だと思います。内容、手配の関係等もございますので、それらは普通林でしたらそのままがいいかというふうには思いますが、保安林でしたらできるだけ早目に、計画的に、一度には無理ですが、重要な場所から少しずつ造林していく必要があるのかなというふうに思っております。基本的に大体広葉樹がひとりで入ってきて、その広葉樹の中で今度淘汰されて、いいのが残っていく、これが日本の山の、そしてこういった里山的な山のところの特徴だというふうに思っております。ただ、決して管

理しなければいいということでございませんで、しっかり見きわめながらやっていく必要があると思います。

以上でございます。

○委員長（細谷地多門君） そのほかありますか。

中村委員。

○2番（中村正志君） また組織のほうに戻らせていただきたいと思いますが、日山課長のほうの話、5月の説明のときに、嘱託員報酬を説明したときに林地開発の申請も適切であるかどうか審査ができる方をお願いしたいと、そしてまたより災害等に対する対応が適切かどうか等も意見も言えるし、適切なのではないかと、あわせて技術的なレベルの審査に関しては今の時点では1人で、ということは嘱託の中で十分間に合うのではないかというふうにお話しされていました。今のお話の中、審査の中で、林地開発とかそういうふうなのは軽米町がやるのではなく、それを企業から申請されたものを審査することで、今現在はそれを審査できる職員がいないので、県職員のほうから指導いただいているということ、ただ計画の中にはあるから、今後は軽米町のほうでやれるようにしてほしいというふうなお話でしたけれども、それで今度推進室を設置して、推進室の2人が主体になってやるのかなと。

あと1つ確認は、審査のあれを結局人が、委託する業者の派遣職員の役割なのか。多分、でもその人たちは単発的なものでしょうから、その方から指導を受けて、軽米町の職員がそれをできるようになるのではないというふうなことをちょっと感じたわけです。その場合に、1つ聞きたいのは、室長と再任用職員を配置すると言っていましたけれども、まず再任用の勤務時間はどのように考えているのか。というのは、見てみますと再任用の方々は年金の関係等もあって週4日勤務しているという、常勤職員ではないというふうなことを聞いています。ということは、すなわちそれだけ室長に対しての仕事が非常に比重が大きくなるのかなというふうに。また、もう一つはこれから審査できる職員を軽米町の職員として養成しなければならないというふうなことを自覚しているようすけれども、果たして再任用でいいのかなと。やはりもっと若い職員の中で、1日6万何ぼも払う専門業者が来て、その人から指導を受けるのですから、若い職員が、将来のある職員を配置して、徹底してそれらをできるような職員に育てることのほうが急務ではないのかなと。今現在の再生可能エネルギーだけではなく、林地開発とかそういうふうなものがこれまでも運動公園つくるときにもいろいろあったようすけれども、何か開発する開発行為が出てくれば、必ずそういうふうなのが出てくるのかなと。であれば、やはりそういう職員を1人、ないしまた2人というふうな形で、軽米の職員の中でも育てるべきことではないのかなと。そういうふうな観点から考えた場合に、果たして新聞報道されているような職員配置でいいのかなと。ということをちょっと感じました。

また、2人体制ですので、多分室長は今までの担当主幹がそちらのほうに結びつくのかなということで、昇格するのかなというふうな感じをしていますけれども、何か今までの聞いたところによると、担当主幹というのも多分残業手当がない職員だったと思いますけれども、ただ超過勤務をされて、聞くところによると夜中まで働いていることがたびたびあるというふうなこともうわさの中で聞いております。多分性格からして真面目な方ですので、今後も同様のことが想定されるが、多分再任用の人は当然60歳過ぎでしょうから、そんなに長い時間勤務するというのに耐えられるような体力ではないのではないかとということ想定すれば、時間になればお帰りになると、それが業務多忙だというふうなことを書いていますから、多忙であれば全部それが常勤の室長に回ってくるというふうなことがちょっと心配だなというふうに感じます。その辺のところでの人事配置というのは考慮すべきではないのかなというふうなことをちょっと感じましたので、検討をいただければなど。

あわせて、今総務課に来ている再任用の方は教育施設運営会のほうにいらっしやったというふうなことをお聞きしていました。再任用としてそちらのほうに派遣されたということで、今度教育施設運営会のほうにまた役場のOBの方が来たというふうなこと、常務理事で来たというふうなものも聞いていました。新たに教育施設運営会のほうに来られた方の勤務と申しますか、待遇は再任用なのか、または以前の教育施設運営会の常務理事の給料表を使われているのか、ちょっとそれ確認させていただきたい。というのは、なぜこういうことを聞くかということ、教育施設運営会、私も関与していたからというものもありますけれども、常務理事ははっきり言って再任用の人よりは給料が非常に安いと思います。安いけれども、その方は再任用を希望しないで、あるところのほうに、民間のほうに勤務されていて、最近になってその業務も自分がすべきことは終わったなということで退職されたというのを聞いていました。その方をわざわざお願いするときに再任用の給料表を使うのか、今までの教育施設運営会のあれを使うのかで、やはり教育施設運営会は行革の一環の中で財団法人をつくっているはずなのに、それで考えた場合どうなのかなと。それは今聞いていないので、どっちなのかわからないので、それを確認したいと。

あわせて、今回再任用で社会福祉協議会の事務局長、いちい荘の所長も行かれていますけれども、その方々は常勤なのか週4日の勤務なのかということもあわせてお聞きしたいと。お願いします。

○委員長（細谷地多門君） よろしいですか。

では、日山総務課長。

○総務課長（日山 充君） 初めに、今総務課のほうにお願いしている再任用職員の方は短時間ですから、32時間勤務でございます。それから、経過のところの部分についてはちょっと確認させていただきたいと思っておりますけれども、社会福祉協議会の事

務局長と、それからいちい荘の所長に関してはフルタイムでございます。これは本人からの聞き取りといたしますか、希望といたしますか、どちらを選択されるかという部分も確認しましたし、いちい荘の所長に関してはいずれ常勤でなければいけないということがあるようでございますので、フルタイムとさせていただいているところでございます。

あと、教育施設運営会の職員の方が給料は前のといたしますか、本来の教育施設運営会の常務の給与でお願いしていると聞いておりますが、その過程についてはどのようにお願いしたのかちょっと確認させていただきたいと思っております。よろしくお願ひします。

○委員長（細谷地多門君） 中村委員。

○2番（中村正志君） ありがとうございます。今お聞きしまして、いちい荘の所長は常勤であると、再任用の方はこれまで見ていて、常勤の方は中にはいたような気もしますけれども、余り、短時間で雇用しているのは多分8時間と、今1日勤務時間7時間45分でしょうから、32時間弱だと思っていましたけれども、そういうふうな常勤もできるということであれば、やはり今推進室をさらにこれからパワーアップしてやっていくのだという気持ちがあるようですので、もし設置してやって、職員を配置するのであれば短時間でいいのかなと。同じあれで、同じ人をやるにしても常勤のほうが室長の負担も軽減されるのではないかなと。いずれ2人体制の中で多忙だと言いながら、自分のほうが多忙であっても超過勤務もつかない室長に過重負担がかかるということはやっぱり避けるべきではないのかなというふうなことも考慮してほしいなというふうに思います。

教育施設運営会のほうについては、今言った方がもとの給料表に戻ったということは非常に謙虚な方だと思って、逆に感謝しなければならないかなと思っておりますけれども、私のほうからは以上です。もし今の私の考え方に対してお考えありましたら。

○委員長（細谷地多門君） では、日山課長。

○総務課長（日山 充君） 現担当主幹が長時間勤務をしているというのは私も把握しておりますし、できることとできないことをはっきりして、できなくてもいいから早く帰れと言っているのですが、性格的なものもあるかと思っておりますけれども、なかなか帰っていただけません。はっきり言って体に悪いですし、それはもう十分注意させていただきたいと思っておりますけれども、ご指摘のとおりことは確かにこれまでもございます。

今後につきまして、はっきり言って4月からこの間まで行政区に対する交付金あるいは補助金の関係等も今の職員数の中でどうしてもこなさなければならない中で、主幹から担当していただいていた事実もございます。ですから、それに再生可能エ

エネルギーの事務が重なって、かなりのオーバーワークだったのかなということは私も反省しておりますけれども、2人体制になって、その部分がうまく調整して、何とか健康に留意しながら頑張っていたらいいのかなと思っていますし、1つだけあれですけれども、今の現体制の中で、実は人事異動ということも考えられるわけなのですけれども、各課の業務を見ていると途中で職員がかわっていいのかというのがすごく私は心配するところでございます。町長なんかにもいろいろ相談が来ているとは思っているのですけれども、今の体制とすれば再任用職員の方を1人置いて独立させることによって進んできた、先ほども申しましたけれども、4月の段階では腰を据えた人事異動等をしていきたいなと思っています。

以上です。

○委員長（細谷地多門君） 以上で2号議案を終わりたいと思いますが、よろしいですか。

〔「はい」と言う者あり〕

○委員長（細谷地多門君） 午後1時から再開して、3号議案に入りたいと思います。

山本町長。

○町長（山本賢一君） 古館委員からちょっと、先ほど私の話を、企業誘致に関する数値と申しますか、資料の提出の要求ありましたけれども、これにつきまして企業が再生可能エネルギー推進協議会の中で発表された数字と、それから全体の事業費を、かなり概算的な話をしましたし、それから事業規模も最初の300ヘクタールからかなり膨らんでおりますので、一概にちょっと膨らむかなと思いますので、これがきちんと明らかになった時点で、ちょっと時間をいただきたいと思います。よろしくご理解いただきたいと思います。

○委員長（細谷地多門君） それでは、休憩します。午後1時から再開します。

午後 零時00分 休憩

—————  
午後 1時00分 再開

○委員長（細谷地多門君） 休憩前に引き続き再開したいと思います。

なお、連絡事項ですが、副委員長は午後から欠席という報告がございます。それから、山本委員に関しては午後からちょっとおくれるというような連絡です。

それでは、再開したいと思います。

---

#### ◎議案第3号の審査

○委員長（細谷地多門君） 議案第3号について、軽米町財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例から進めたいと思います。

きょうは、頑張って7号まで終わらせたいと思いますが、いかがですか。

〔「賛成」と言う者あり〕

○委員長（細谷地多門君） ご協力お願いします。

議案第3号について、課長から説明願います。

日山課長。

○総務課長（日山 充君） 議案第3号につきましても本会議場でご説明申し上げたとおりでございますけれども、補足として本条例の第4条についてご説明していきたいと思っております。軽米町財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の第4条で、普通財産の無償貸し付けまたは減額貸し付けの規定がございます。現状の第4条では、次の各号の一に該当するときにそれを無償または時価よりも低い価格で貸し付けることができるとしておりまして、第1号としては他の地方公共団体その他公共団体または公共的団体において公用もしくは公共用または公益事業の用に供するとき、第2号としましては地震、火災、水害等の災害により普通財産の貸し付けを受けたものが当該財産の使用目的に供しがたいと認めるときということになってございます。

今回提案申し上げておりますものは、具体的事例として申し上げますと晴山中学校とか笹渡小中学校等の廃校になった校舎の活用の際に、有償貸し付けした場合に補助金の返還を求められるというものがございます。ですから、貸し付けすることによって町が相当の負担をしなければならないというのはどう考えてもおかしいだろうということで、無償貸し付けであれば補助金返還を伴わないということでございますから、第3号といたしまして、有償貸し付けにより町に不利益が生じる場合において、町長が公益上特に必要があると認めるときを無償で貸し付けることができるものに加えようとするものでございます。

以上、説明とさせていただきます。

○委員長（細谷地多門君） 第3号について説明いただきました。質疑を受けたいと思えます。どなたか。

古舘委員。

○12番（古舘機智男君） 質問いたします。今例に挙げた2つありましたけれども、該当する施設は今のところ何カ所あるのかという形とか、補助金返還という耐用年数というか、補助期限があると思うのですが、それぞれのところで何年後とかケースがあると思えますけれども、残された期間というのはそれぞれのくらい残っているのか。

○委員長（細谷地多門君） 日山課長。

○総務課長（日山 充君） 最初のほうの質問、現在どれぐらいのお話があるかということでございますが、1カ所は具体的業者名を教えてよろしいかどうかあれですが、プライフーズが晴山中学校を研修生の宿舎として利用したいというお話を受けてございます。それから、もう一つが十文字チキンカンパニーが研修施設として、同じ

く希望は晴山中学校でございましたが、ほかの学校でもちょっと検討させてほしいというお話がございます。具体的にはもう一つ、IT企業の方がどうだろうということ打診を受けているものもございますが、そちらについてはまだ具体的な話ということではございません。

あと、耐用年数といいますか、償還期間と償還額については教育次長のほうから説明していただきます。

○委員長（細谷地多門君） では、教育次長。

○教育次長（佐々木 久君） 補助事業実施後10年を経過するかしらないかで違うのですが、いずれ有償の場合は10年以上経過でも承認申請を提出して、国庫納付金相当額を積み立てるとかという、有償の場合は耐用年数が過ぎるまでは何らかの手だてが必要ということになります。無償の場合になりますと、10年以上経過の場合は報告書で、10年前の場合は承認申請書が必要です。無償の場合でも申請書の添付書類として無償で処分が可能な根拠として条例とか議会の議決書が必要となります。償還額ですけれども、晴山中学校を例にちょっと計算してみたのですが、月16万円ほどで貸した場合で1,458万円ほどの償還が生じるという計算が出ています。これにつきましては、貸与する金額によってもまた違ってくるといことになります。

以上でございます。

○委員長（細谷地多門君） よろしいですか。

そのほかありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○委員長（細谷地多門君） なければ、第3号は終わって、議案第4号に移りたいと思います。

---

#### ◎議案第4号の審査

○委員長（細谷地多門君） 議案第4号 軽米町個人情報保護条例の一部を改正する条例について、日山課長。

○総務課長（日山 充君） 議案第4号につきましては、本会議場で細かく説明していると大変時間をとるといことので、概要のみお話しさせていただきました。それで、今回少し詳しくご説明申し上げたいと思いますが、本日お渡しした軽米町個人情報保護条例の改正概要という、この資料を見ていただければわかりやすいかと思いますが……

○委員長（細谷地多門君） 皆さん、確認できましたか。

〔「はい」と言う者あり〕

○総務課長（日山 充君） 議場のほうでもこれは申し上げたところがございますが、行

政手続における特定個人を識別するための番号の利用等に関する法律、番号利用法でございますが、その施行期日が本年の10月5日と、まだ施行期日が定まっていないものと2種類あり、2つに分かれておりますので、今回の改正条例では第1条が本年の10月5日施行分、第2条はまだ施行日が示されていないというもので、法に定める日を施行日として規定したものでございます。

初めに、第1条から説明申し上げます。表の見方でございますが、改正点、頭にあるのが今回の一部改正の条例の条文です。第1条、改正条項というのが改正しようとする軽米町個人情報保護条例の条の番号でございます。見出し、それから区分、改正か追加か、繰り下げ等の中身、それから改正趣旨というのが、どうして今回の改正が行われるのか等を示したものでございます。

詳しく申し上げますが、第2条第1号ただし書きを削り、同条中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号を第3号として、第1号の次に次の1号を加える……済みません。

○委員長（細谷地多門君） ちょっと休憩します。

午後 1時10分 休憩

---

午後 1時10分 再開

○委員長（細谷地多門君） 再開します。

○総務課長（日山 充君） 第1条の内容でございますが、個人情報保護条例の第2条第1号は個人情報を定義したのですが、現行ただし書きにおいて「法人その他の団体の活動に関する条項に含まれる役員等に関する条項及び事業を営む個人の当該事業に関する情報」は個人情報から現在除かれているのですけれども、法人等の情報も個人情報に含むこととされている番号利用法との整合を図るため、ただし書きを削り、同条第2号、「個人番号等を加えたもの」が特定個人情報に当たるとする旨の定義を新たに加え、既定の2号以下を1つずつ繰り下げるというものでございます。それが今上の第2条第1号から第2条第3号から5号の部分の説明でございます。以下、同じような形の説明になってまいりますので、よろしく申し上げます。

第7条から第9条では、個人情報の収集、利用及び提供の制限について規定していますが、特定個人情報については他の個人情報の取り扱いと異なり、番号利用法に基づいて収集、利用及び提供することになるため、特定個人情報の取扱いは別途番号利用法の規定に沿った条を加えることとし、既定の条からは「特定個人情報分」を除くこととしたものでございます。

続きまして、資料の2ページのほうお聞きください。第14条は自分の個人情報の開示請求権を定めたもので、第2項では法定代理人による開示請求が可能としていますが、番号利用法との整合を図るため、任意の代理人の請求を認める規定に改

めるものです。

それから、第15条及び第16条につきましては、第14条第2項の代理人の規定の改正に伴い、代理人の規定部分を改正するものでございます。

第23条につきましては、法律や他の条例などで本条例と同一の方法で開示される個人情報、本条例での開示の対象としない旨を定めたものですが、行政機関個人情報保護法と番号利用法ではそのような調整はしないとする番号利用法の趣旨に従い、特定個人情報は本条の対象から除くこととしたものです。このことから、本人分の特定個人情報は国が設置する情報提供等記録開示システムでいつでも確認可能になりますが、この改正により特定個人情報については町への開示請求も可能になるものでございます。

続きまして、3ページに移ります。第25条につきましては、開示請求を行った場合の費用負担について規定しているものです。番号利用法では、特定個人情報の開示に係る手数料の免除、減免の規定が設けられております。当町の開示に係る費用負担には手数料は含まれず、規則でコピー使用料などの実費相当分とすることが定められておりますが、開示の対象が本人分に限られることや、コピー使用料でもその量によって高額になる場合も考えられることを考慮し、特定個人情報に限らず、費用の減免、免除を可能とする規定を第3号として追加するものでございます。具体的な減免の対象者としては、生活保護世帯や個人住民税の非課税世帯の方々が想定されております。

続きまして、第29条につきましては本条例に違反して個人情報を収集したと認められるときや利用、提供していると認められたときの個人情報の消去、利用の停止を請求できることについて規定していますが、特定個人情報についてもその対象にすることとし、第1項と第2項を改正するものでございます。

それから、続きまして今回の一部改正の条例の第2条の分でございます。現行の条例の第2条第3号以下を一つずつ繰り下げて第3号とし、番号利用法に基づいて行われる特定個人情報の照会や提供については、その記録を電子計算機に記録し、一定期間保管することとされておりますが、本条例においてその取り扱いを規定する必要があることから定義に加えるものです。

続きまして、4ページをごらんください。第8条の2につきましては、番号利用法第29条に基づき、災害時等緊急かつやむを得ない場合の特定個人情報の目的外利用について規定するものですが、番号利用法第30条により、第2条第3号に追加した情報提供等記録の目的外利用は認められていないことから、その記録を除外する序文を加えるものです。

第28条につきましては、本人の請求に基づき保有する個人情報を訂正する場合の手続について規定しているものですが、番号利用法第30条において、情報提供

等記録を訂正した場合は総務大臣と特定個人情報の照会先、提供先に通知することとされていることから、他の個人情報の取り扱いとは異なることを明らかにするため、現行の条例の第3項以降を一つずつ繰り下げ、第3項として起債の条項を追加するものです。

第29条につきましては、本条例に違反して個人情報を収集したと認められたときや、利用、提供していると認められたときの個人情報の消去、利用の停止を請求できることについて規定していますが、番号利用法第30条の規定により、情報提供等記録の利用停止の請求はできないこととされていることから、本条以下、第31条までの規定からその記録の利用停止は除外するものとして条文を加えるものです。

附則の第2条及び第3条は、軽米町個人情報保護条例の定義の改正により影響を受ける審査会条例中の定義に係る条項について、その施行日ごとに附則において改正するものでございます。

説明は以上とさせていただきます。

○委員長（細谷地多門君） 議案第4号について質疑を受けたいと思います。どなたかございませんか。

古館委員。

○12番（古館機智男君） 済みません、勉強不足で。特定個人情報の定義、ちょっと教えてほしいのですけれども。

○委員長（細谷地多門君） 日山課長。

○総務課長（日山 充君） 先日の全員協議会で番号法の説明をさせていただきましたが、そのときにお知らせした個人に付される12桁の番号があります。12桁の番号と一緒に取り扱われている情報が特定個人情報ということになります。ですから、番号利用法で定める12桁の番号がつかないものが個人情報、番号と一緒にあれば特定個人情報という取り扱いでございます。

○委員長（細谷地多門君） 古館委員。

○12番（古館機智男君） 具体的には番号がつかないものというのはどういう性質のものなのですか。

○委員長（細谷地多門君） 日山課長。

○総務課長（日山 充君） 私も実は今一生懸命勉強しているのですが、なかなか理解できないところで申しわけないのですが、個人番号を利用できる事務が固定されています。税の関係だとか、確定申告の際、個人番号を付して確定申告をすることになるわけですが、そうなった場合確定申告書は特定個人情報になります。それ以外、例えば住民票とかそういうふうなものの請求の関係で個人番号を付さない場合は個人情報という形になっていました。

- 委員長（細谷地多門君） よろしいですか。  
古館委員。
- 12番（古館機智男君） きょうの日報でしたっけか、載っていて、自治体6割が対策に不安というのが載っていましたが、アンケートに軽米町は答えているか答えていないかというのがありますけれども、大部分は答えているようですけれども、これに沿ったアンケートに答えたとしていけば、例えば費用がどのくらいかかるのかとか、不安であるとか、対応に十分な体制あるとかというアンケート項目があると思いますけれども、それに対してどのように答えたのかというのが公開できると思いますけれども、説明していただきたい。
- 委員長（細谷地多門君） 日山課長。
- 総務課長（日山 充君） 一番回答が多かった、ある程度少し心配だという部分になっております。実際今どんどん改正が進んでいて、これから適用の範囲がどのくらい広がっていくかどうかも実は心配なところでして、限られた職員の中で事務をやっていく上で、余りにも事務量が多くなったりすると本当に対応できるのだろうかという不安は抱えております。
- 委員長（細谷地多門君） 古館委員。
- 12番（古館機智男君） この新聞なんかによれば、結構専門的な知識がないとという、そういう職員の問題がありますし、職員の問題も含めて、あとは費用はその辺いろんな仕方があるみたいですが、どのような試算されているのでしょうか。
- 委員長（細谷地多門君） 日山課長。
- 総務課長（日山 充君） 人員の問題でございますが、いずれ法律でございますので、そのとおりにやっていかなければならないので、国、県等が開催する説明会や講習会等に参加して、いずれ対応できるような職員を育成していきたいと思っておりますし、費用の面については、これまでのシステム改修等については国からお金が来ております。ただ、今後利用していく中で、現行では多分国がある程度の負担はしてくれるものとは思っておりますけれども、今後トータルの改修費がどうなってくるかというのはちょっと不安と言えは不安なところでございます。
- 委員長（細谷地多門君） よろしいですか。  
古館委員。
- 12番（古館機智男君） この中での解説ではなくて、個人情報に本当に守れるのかということが提起されておりますけれども、今回個人情報保護条例の中でも、例えば個人情報を収集し、違反として認められた場合、漏れていたり使われた場合は利用停止を請求することができることになっているけれども、この番号、これに入ってしまうとそれができないということになっておりますけれども、完全な、絶対漏れないという保障があればこそ、そういう形のことができると思うのですが、そういう意

味でこちらのマイナンバー制度の、この前年金の情報が、相当セキュリティーが高いというものでさえも漏れてという状況もありますけれども、こういう保護条例、法律を上回る条例はつくれないから利用停止ということはできないと思うのですが、そういうのを担保できるような対応というのが、どういう形でなされるかというのが疑問ですけれども、それは法律で決まったことですからあれですけれども、町としての対応というか、法律はできてしまったのですけれども、住基法の場合はやらないという自治体も出てきたのですけれども、今回の場合はやらないという選択はないみたいですが、そういうときに対して対応というのはどうしようもないかもしれないけれども、考えがありましたら。

○委員長（細谷地多門君） 日山課長。

○総務課長（日山 充君） 個人情報の保護に関しましては、一番漏えいが心配されるところでございます。この前の年金機構の情報漏れも、一般のインターネット回線の接続から個人情報が漏れるということでございますので、現在措置中でございますけれども、いずれ個人情報の住基とかそういうふうなのは一般のインターネット回線とはつながっておりません。私たちが使っているパソコンの中にも実は個人情報が、例えば名簿作成用とかなんとかといって個人情報が入っていますけれども、その部分については個人のパソコン、インターネットにつながっているパソコンあるいはサーバーに保存しないようにしようということで、今別個の個人情報についてはネット系の回線からは分離する形で個人情報を保護しようという取り組みを行っている最中でございます。それから、現時点でまだ完全にできてはおりませんので、いずれ2つ以上の個人情報が含まれるものは現有のパソコンには保存しておかないという取り組みを今進めております。

以上でございます。

○委員長（細谷地多門君） よろしいですか。

○12番（古舘機智男君） そのうちに起きるかもしれないけれども、まず。

○委員長（細谷地多門君） そのほか、議案第4号についてございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○委員長（細谷地多門君） なければ、議案第4号を終わりたいと思います。

---

#### ◎議案第5号の審査

○委員長（細谷地多門君） 議案第5号 軽米町災害復興基金条例を廃止する条例について、これ何か資料も出ていたっけね。資料も使いながら説明をお願いします。

日山課長。

○総務課長（日山 充君） 議案第5号については軽米町災害復興基金条例を廃止するものでございます。

この条例は、平成24年3月27日に、東日本大震災からの復興に向け、役場各課の災害復興基金活用事業に対する経費の財源に充てるために設置したものでございます。基金原資は、東日本大震災津波復興基金市町村交付金でございます。基金原資が3,370万1,000円、内訳は東日本大震災の津波復興基金と東日本大震災グリーンジャンボ復興宝くじ収益金交付金ということでございました。それで、平成24年度に884万7,000円、平成25年度には1,362万2,000円、平成26年度には1,123万2,000円の事業を行いまして、現在基金残高がゼロとなったことから廃止しようとするものでございます。

以上です。

○委員長（細谷地多門君） 議案第5号の説明いただきました。

質疑を受けたいと思います。どなたかございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○委員長（細谷地多門君） なければ、終わってよろしいですか。

〔「はい」と言う者あり〕

○委員長（細谷地多門君） ないようです。議案第5号を終わります。

---

◎議案第6号の審査

○委員長（細谷地多門君） 議案第6号 軽米町手数料条例の一部を改正する条例について、説明をお願いします。

町民生活課長。

○町民生活課長（中野武美君） 議案第6号は、軽米町手数料条例の一部を改正する条例でございます。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆる番号制度の施行に伴い、通知カードが10月5日以降、番号カードは本人の申請により平成28年1月1日以降に交付されることから、通知カード及び番号カードの再交付手数料を設けるとともに、住民基本台帳カードの交付手数料を廃止するため、当該条例の一部を改正するものでございます。内容につきましては、本会議で説明しているとおりにとなります。

以上、説明といたします。

○委員長（細谷地多門君） 議案第6号について担当課長のほうから説明いただきました。

質疑を受けたいと思います。どなたかありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○委員長（細谷地多門君） なければ、議案第6号について終わりたいと思います。

---

◎議案第7号の審査

○委員長（細谷地多門君） 議案第7号 財産の取得に関し議決を求めることについて議題としたいと思います。

担当課の説明いただきます。

佐々木教育次長。

○教育次長（佐々木 久君） よろしくお願ひします。議案第7号です。財産の取得に関し議決を求めるものでございます。

購入するものはパソコン、周辺機器、あとはソフト類、LAN環境の整備等でございます。主に晴山小学校なのですが、この中に小軽米小学校と軽米小学校にプリンター1台、要望により含まれております。また、小軽米小学校の学習用ソフトも一部この中に入っております。

以上でございます。

○委員長（細谷地多門君） 議案第7号についての説明いただきました。

質疑を受けたいと思います。どなたかございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○委員長（細谷地多門君） なければ、議案第7号を終わります。

ちょっと休憩しますか。休憩して、議案第8号にちょっと入りたいと思います。

午後 1時31分 休憩

-----  
午後 1時42分 再開

○委員長（細谷地多門君） それでは、休憩前に引き続き再開したいと思います。

-----  
◎議案第8号の審査

○委員長（細谷地多門君） 議案第8号 平成26年度軽米町一般会計歳入歳出決算の認定について議題とします。

歳入歳出とありますが、歳入全般について、概要説明は済んでいますので、補足説明あれば担当課長のほうからいただいて、その後歳入全般について質疑を受けてよろしいでしょうか。

〔「はい」と言う者あり〕

○委員長（細谷地多門君） では、そのように進めたいと思います。

それでは、日山課長。

○総務課長（日山 充君） 歳入全般につきましては、一般会計決算の概要について私の口頭の説明は大分はしよった形で行ってございましたけれども、細かい数字を読み上げますと間違えますので、詳細についてはこの資料の中身をご確認いただければと思います。それで、何かご質問があればお答えする形でしたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

○委員長（細谷地多門君） 以上の説明です。歳入全般、質疑を受けたいと思います。どなたかあれば挙手の上、発言してください。ございませんか。

古舘委員。

○12番（古舘機智男君） 不納欠損の理由別明細の何か一覧表、今その辺入っていたのですが、出していただいておりますが、例えば学校給食費の徴収金が373万円の減、これは人数が減ったからか。不納欠損の分は税の関係だから書いていないと思うのですけれども、そのような税金と使用料、手数料とかというものの関係で、税の不納欠損部分は出ていますけれども、それ以外の住宅とか学校給食とかという関係の住民から徴収するもの、納めなければならないものについての不納欠損があるのか、またこの理由については税金の場合は明らかにしたのですが、それ以外の分の納められなかった人の状況、理由等について、歳入全般ということもありますので、説明していただきたい。

○委員長（細谷地多門君） ちょっと休憩します。

午後 1時45分 休憩

—————

午後 1時47分 再開

○委員長（細谷地多門君） 再開します。

山田税務会計課長。

○税務会計課長（山田 元君） 決算書のほうは11ページからでございます。あとはもう一つ、古舘委員のほうからご発言というか、説明がありました軽米町決算資料というものが、不納欠損の状況ということで資料をお出ししてございます。それとあわせてご説明申し上げたいと思います。

決算書のほうは12ページ、町民税、それから固定資産税、軽自動車税、それから市町村のたばこ税これは、不納欠損はございません。決算書の中に不納欠損額という金額がございます。その1枚物の資料のほうと一緒にのですが、町税の場合はまず大半の人が納めていただいているというような状況でございます。ですから、100%いただければ一番いいわけですが、中にはなかなかそういう状況に至らない人という部分については執行停止をかけて、そして不納欠損ということで処理をとらせていただいたものもございます。

そして、決算説明のほうでございますが、その理由とすれば地方税法の第15条の7第1項第1号、第2号、第3号とございます。それらの条項につきましては、財産がないときという部分が第1号のほうに当たります。第2号の場合は、生活を著しく逼迫させるおそれがあるときというふうなことでございます。それから、3号のほうは所在及び滞納処分をすることができる財産が不明であるときというふうな部分で、執行停止をかけて、そのまま状況の変化がないという場合にはこうして

不納欠損の処理をさせていただいたというような状況でございます。

それから、12ページのほうに戻ります。現年度分の徴収率、それから滞納分のほうの徴収率ということについては、それぞれ記載してございますので、お目通し願いたいと思います。

いずれにしましても、この金額が100%になれば一番いいわけですが、例えば町県民税の徴収率が97.4%ということになると、その残りの2.6%が翌年度のほうに滞納分残ります。そして、滞納繰越分についてはそれぞれの部分で徴収率は若干低くなっていますが、そういうような状況というふうになってございます。いずれにしましても、徴収率に限ってはもう少しできるだけ100%に近づけるように、まず努力したいというふうに考えております。

税務会計課の部分は以上でございます。

○委員長（細谷地多門君） 総務課長。

○総務課長（日山 充君） 次は、地方譲与税でございます。地方譲与税は、ここの欄で揮発油税の譲与税と自動車重量税の譲与税がございます。それから、以下3款については利子割に関する交付金、4款に関しては配当割に関する交付金、5款に関しては株式等譲渡所得割交付金、6款については地方消費税交付金でございます。7款についてはゴルフ場利用税の交付金、8款に関しては自動車取得税の交付金、9款は地方特例交付金、10款については地方交付税でございます。交通安全対策特別交付金についても、11款まではごらんとおりの国、県からの交付金という形になります。

詳細については、ただいま何%だとか、そういうふうなのはちょっと手元に資料がございませんので、説明は今回はできないということをご理解いただきたいと思います。よろしく申し上げます。

あと、主立ったもの、昨年度との増減額については依存財源のところに出ていますが、特例交付金等については金額も余り大きくないことから、説明からは省略させていただきます。

〔何事か言う者あり〕

○総務課長（日山 充君） 納税者の奨励金は歳出のほうに。

〔「ちょっと休憩してください」と言う者あり〕

○委員長（細谷地多門君） 休憩します。

午後 1時54分 休憩

—————  
午後 1時55分 再開

○委員長（細谷地多門君） 再開します。

質疑を受けます。

山本委員。

- 13番（山本幸男君） 歳入の町税、固定資産税、不納欠損額が大変と大きい、四百何万円だね。説明では財産がないからというようなことが15人というようなことで、一番の額が大きいようです。もともとその固定資産税というのは、財産があったことからまず税金が課せられたものだと思いますので、簡単に考えればあったのがなくなった、そのことを金額を確保しなかったということになるのか、それとも何か突発的な理由によって、大型の関係の倒産とかさまざまなことがあってこの額になったのかということについて1つは質問したいと思います。

それから、現年度分が6万何ぼ、額は余り大きくないのですが、現年度分が欠損処分だというのは、普通では課税してすぐに払わなくてもいいやというようなことにはならないのではないかと。そんな面ではちょっとかけるほうが間違った、あるいは特殊な事情があったというようなことではないかなと思いますので、中身について説明願いたいと思います。

- 委員長（細谷地多門君） 山田課長。

- 税務会計課長（山田 元君） 山本委員の質問にお答えしたいと思います。

固定資産税はおっしゃるとおり、まず役場のほうではある部分には課税する、滞納処分をするときに固定資産税の部分についてはいろいろ調査するわけです。その部分について、抵当に入ったりして、税金をはるかに上回っている、税金だけでなく固定資産を上回っているというような部分につきまして、その部分が差し押さえするものがないという項目に区分させていただきました。ただ、そのほかにもまず条項が複数当たるときもあります。不明であるときとか、その部分については複数当たるような部分には主立ったところに区分させていただきました。それが一部にございます。

それから、2点目の現年分の6万3,100円が当年度ということですが、これは財産相続という部分がございます。相続するときには受けるほうの権利として、資産が多い場合と、それから負債が多いような部分がございます。ですから、そのときにはもう放棄をして、どなたも相続する部分がないというような部分については、固定資産があるうちは必ず課税しなければならないということで、課税はするのだけれども、実質いただけないということで、同時に不納欠損するというのがこごとずっと、これは続きます。たしか記憶ですけれども、ずっと続いて、これが3件で、それからもう一つ考えられるのは、その人が例えば別な役場以外でも何でも差し押さえをして全部完済したと、ところがその財産がその人に見合うだけの財産ではないよというときに、そのままにしておくときもありますが、役場のほうでそれを競売をかけて、もしくは公売をかけて換価した場合にかなりの金額がかかると、税金の部分と見合ったときに、例えば1万円をいただくときに何十万円もかけると

というようなことは逆にどうなのかなということもありまして、これらの処理については県のほうとも、私どももまず書類等でも調べるわけですが、県のほうでも聞きながら実際やっているというのが実情でございます。ご理解をお願いしたいと思います。

○委員長（細谷地多門君） よろしいですか。

山本委員。

○13番（山本幸男君） わかりました。

それから、大型と言うのか、特定の人で、金額的に倒産とかというような形で、というような件数というのがあったのではないかなと推測しますが、それはいかがですかというのが第1点。

それから第2点、関連して聞きますが、今太陽光の関係で役場が関与する、それから個人的にさまざま対応する、そういう設備を設けるということがふえているわけですが、私は当初パネルは償却資産という感じで税の対象になってというふうに聞いておりますが、それはそれで間違いありませんか。

○委員長（細谷地多門君） 山田課長。

○税務会計課長（山田 元君） 1点目の大型といいますか、そういう部分についてはございません。一般のほうの方が累積していた部分というふうなことでございます。

それから、パネルという部分についてはそのとおり償却資産だというふうに考えてございます。

○委員長（細谷地多門君） 山本委員。

○13番（山本幸男君） そうすると、パネルの関係で実際は課税の実績がどんどん出ているというふうに理解していいですか。

○委員長（細谷地多門君） 山田課長。

○税務会計課長（山田 元君） 今のところはございませんが、償却資産の場合は申告というのに基づいて、そして課税になるというふうに考えてございますので、これからというふうになるかなと思ってございます。

○委員長（細谷地多門君） 山本委員。

○13番（山本幸男君） パネルの関係は幾らか見えているのではありませんか。町内…

〔「ソーラーじゃなくて」と言う者あり〕

○13番（山本幸男君） それとはまた別かな。

○委員長（細谷地多門君） 山田課長。

○税務会計課長（山田 元君） 一般的なそれについては、申告いただいているものと思っております。ただ、まだ大きくはないと思います。家庭用に設置するという部分については、あれは償却資産という感じではなく、家屋というふうな部分と、そ

れとはまたちょっと違うと思っていました。ただ、キロワットという部分があると思いましたが、それについては何キロワット以上とか、あとは屋根に設置している部分とは、それはちょっと償却資産とは違うというふうに思っただけだと思います。

以上です。

○委員長（細谷地多門君） よろしいですか。そのほか。

中村委員。

○2番（中村正志君） 単純なことになろうかと思えますけれども、決算の概要の説明の中でちょっと見ていたところなのですけれども、保育園の保育料が88万8,000円の増で、あと幼稚園入園料及び保育料が126万9,000円の減、また町営住宅の使用料が101万円の増というふうなところが書いてありますけれども、数字が、どういう状況の中でこうなったのかというふうなことを、増になったことがどれくらいよかったのかよくわからないのですけれども。幼稚園の保育料が減になったから人が少なくなったというだけなのか、ちょっとその辺よくわからないのですけれども。いずれ保育料については第2子からは無料だとかというふうに私は聞いていましたけれども、今後こういう子育て支援日本一というふうなことを続けて、保育料の減額というふうなことでこれからも進められるのかなというふうに思うわけですが、実際に保育料をどれくらいいただければ、これから保育園運営等に係って、多分保育料が少なければ別なのを当然回さなければならぬと思うわけですが、その辺のところの財政状況というのはどういうふうな状況なのかなというのをちょっと思いましたので、そこのところをもし教えていただければ。

あともう一つ、町営住宅の使用料が101万円増になったというのは、もしかして今まで納めていなかった人が納めるようになってふえたのかなのか、住宅がふえてふえたのか、ちょっとその辺のところ、もしわかれば教えていただければと思います。

〔「休憩」と言う者あり〕

○委員長（細谷地多門君） ちょっと休憩します。

午後 2時05分 休憩

-----  
午後 2時07分 再開

○委員長（細谷地多門君） 再開します。

佐々木教育次長。

○教育次長（佐々木 久君） 幼稚園の園児数ですけれども、平成25年、35名に対して平成26年度は26名と、10名減少しております。保育料につきましては、平成24年度に6,000円から4,000円に改正されたところでございます。し

たがって、園児数の増減によるものと考えております。

以上でございます。

○委員長（細谷地多門君） 何かまだあった……

〔「あと保育園と住宅は今調べて」と言う者あり〕

○委員長（細谷地多門君） 整合性でなかった……

○2番（中村正志君） 保育園の関係は担当課というより財政……担当課のほうが全体でどのようにこれからやりくりしていくかということのほうが大きいのではないか。保育料は当然少ないでしょうから、無料化するとかなんとかということ。どこから持ってくるどうやっていくかという部分でないかなという気がするのだけれども。今でなくてもいいですけども、後でもいいです。

○委員長（細谷地多門君） ちょっと休憩します。

午後 2時09分 休憩

—————  
午後 2時11分 再開

○委員長（細谷地多門君） 再開します。

山本町長。

○町長（山本賢一君） 子育て支援政策の一環として進めてまいりました保育料の減免、それから医療費の助成、これも高校まで拡大いたしました。それから、給食費3分の1助成しておるわけですが、通学費の補助等をやっておりますが、それを一連の子育て政策の一環といたしまして、どこをどのように充実させていくかということこれからまたさまざまな面で検討しながら実施してまいりたいというふうに思っております。保育料もかなり安いところまで来ておりますし、医療費もここまで拡大しております。また、国のほうでもさまざまな今財政面等、検討もしておるようでございますので、総合的にそこら辺もにらみながら検討して、さらにまた充実させてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○委員長（細谷地多門君） よろしいですか、今の答弁。

そのほか。数字とか資料を調べ中ですので、それを除いてのそのほかあれば質疑を受けたいと思います。ありませんか。

中村委員。

○2番（中村正志君） まだ決算書を細かく見ていないのであれですけども、監査委員の意見の中にふるさと支援寄附金制度等の有効活用というふうな言葉が出たので、実際ふるさと支援寄附金、これは軽米町で前年度幾らぐらいあったのかなというのをどこに書いてあるか教えていただければ。

○委員長（細谷地多門君） 日山課長。

○総務課長（日山 充君） 平成26年度の決算額は49ページ、50ページのところの21款寄附金のところの1目ふるさと支援寄附金でございます。45万円でございます。

〔「ふるさと納税のことですよね」と言う者あり〕

○総務課長（日山 充君） ふるさと納税の寄附金は45万円です。一般の寄附金については、これたしか……一般寄附金があったのも記憶にあるのですが、ちょっと今とっさに出てきません。済みません。

○委員長（細谷地多門君） よろしいですか。

そのほか。

○13番（山本幸男君） 歳入がなかったらきょうは終わりにするか。

○委員長（細谷地多門君） 歳入はないですか。調べてからのあれは後で報告いただきますが、なければ歳入終わりますよ。いいですか。

〔「どうせ関連が出てくるべから」と言う者あり〕

○委員長（細谷地多門君） 終わっていいですか、歳入。

○13番（山本幸男君） 歳入ね、さまざまな質問に答弁がないものだから、そんな面では前に進まない。だから、きょうはこれで答弁を生み出してもらって、それからあしたならすのはいかがですか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○委員長（細谷地多門君） ちょっと休憩します。

午後 2時16分 休憩

午後 2時31分 再開

○委員長（細谷地多門君） 再開します。

地域整備課長、町営住宅の決算の概要の、歳入の増となった理由。

新井田課長。

○地域整備課長（新井田一徳君） 地域整備課の新井田でございます。よろしくお願ひします。

先ほど中村委員からご質問のございました決算概要の歳入決算額の町営住宅使用料が101万円の増となったという、これの内容、理由、内訳というふうなことで、今調べてまいりました。そうしましたらば、平成25年度に比べまして現年分が75万7,210円、そして滞納分が25万2,500円、合わせまして100万9,710円ということで、1,000円単位ということで101万円の増ということで、いずれ75万7,000円の増、それから25万2,000円の増ということでございます。現年度分の理由につきましては、入居者の家賃の見直し、国からの官報といいますか、積算根拠が毎年示されるのですが、それによって毎年収入の見

直しを図っております。その中で平成26年度の入居者の家賃の見直しをすることによって現年分が増となったと、まずこれが1つ。あと、滞納分の25万2,500円の増につきましては徴収努力の成果であるというふうなことで、それでまずトータル、合計でもって101万円の増というふうなことでございます。ご理解願いたいと思います。

○委員長（細谷地多門君） よろしいですか。

そのほかについては、今の……

〔「関連して」と言う者あり〕

○委員長（細谷地多門君） 山本委員。

○13番（山本幸男君） 今課長から大変とお褒めのご説明をいただきましたが、ただ2ページ、いずれ495万3,000円の収入未済額だか、そんなの出しているわけです。だから、そんなにみずからを褒めるくらいではないだろうかと僕は思っています。実際は積み重ねると大変な額になっていくし、こういう事業が大変困難というようなことになると思いますので、これらについてはどう対応していこうとしておられるのか、改めて答弁願いたい。

○委員長（細谷地多門君） よろしいですか、今の質問について答弁。

新井田課長。

○地域整備課長（新井田一徳君） 先ほどの山本委員のご質問にお答え申し上げます。

いずれ滞納分につきましては、滞納者へのまず個別訪問、そして納付相談、そういったことを小まめに、誠意をもって地道に取り組んでいきたいというふうに思っております。ご理解のほどよろしく申し上げます。

○委員長（細谷地多門君） よろしいですか、山本委員。

○13番（山本幸男君） この中身、例えば今年度分が何ぼで、去年、おとし、さきおとしと、年度ごと、またずっと滞納な感じなのか、人数と年度ごとの滞納額についての明細、出してもらえないか。

○委員長（細谷地多門君） 年度ごとは何年ぐらいですか。可能な部分で……

○13番（山本幸男君） はい、可能な部分で。

○委員長（細谷地多門君） よろしいですか。

○地域整備課長（新井田一徳君） ちょっと時間を。後で調べて提出いたします。

○委員長（細谷地多門君） そのほかありますか。

山本委員。

○13番（山本幸男君） 市町村たばこ税、間違いなく100%入っているわけですが、ただこのごろは、私もたばこを吸うのですが、いずれ吸えばそれが限定されたり、健康というような面からも保健関係者からは、合唱のごとくやめなさい、やめなさいというような感じの言葉しか聞こえないのですが、市町村たばこ税のデータとい

うか、どうなっているのかなというような、何かデータがあれば示してもらいたい。

それから、また一方では軽米町はたばこが農産業の一番のまず一翼を担っておりますので、そんな面ではその手だても大変と必要だかなと思うのですが、その点も含めながら答弁してもらえばいいのかなと思います。

○委員長（細谷地多門君） たばこの推進、あるいは耕作者、農家の。

○13番（山本幸男君） はい。

○委員長（細谷地多門君） 山本委員、ちょっと休憩します。

午後 2時39分 休憩

---

午後 2時40分 再開

○委員長（細谷地多門君） 再開します。

高田課長。

○産業振興課長（高田和己君） たばこ耕作者の件ですけれども、今年度のたばこ組合総会のときにご説明いただきましたけれども、たばこ農家も減っているそうですし、作付面積の減反もふえているそうです。昨年度大幅な減反がありまして、かなり人数が少なくなっているという報告がありました。ただし、たばこ農家につきましては施設あるいは設備等、既存のものがございますので、現有の組合員の中から優良なたばこを生産して、幾らかでも反収を上げて頑張りたいというお話がありました。そういうことで、県のほうでもたばこ耕作組合があるそうですけれども、余り減反と言え失礼ですけれども、日本たばこ産業（株）のほうで管理していますから、そちらのほうの数量の指示に従うしかないのですが、やめる人もあるけれども、やめる人の分のフォローもこれから考えていかなければならないという現状だということをお伺いしております。

○委員長（細谷地多門君） よろしいですか。

先ほどのたばこの製品のほうの推移、山田課長。

○税務会計課長（山田 元君） 山本委員の質問にお答えします。

具体的な金額については、これは一括して交付される金額でしたので、ちょっと今時系列では用意していませんでしたので、それがあれば前のほうの決算書を見ながら、後でお出ししたいと思います。

ただ、増減は結構あるときがございます、たばこ税の部分は。どういう訳かしりませんが、軽米町ですと前に工事する人が多かったりしたときには、例えば軽米町でたばこを買うとその部分の税収が軽米町に入るものですから、ですから軽米の町民はできるだけ地元で購入していただければいいかなと思います。そういう状況で若干金額は増減が出るとお思いますので、その辺ご理解いただきたいと思います。

それから、これはちょっと関連して、旧3級品の製造たばこの部分がいずれ見直

しされるということで、ずっと前に例えばエコー、わかば、しんせい、ゴールデンバット、その部分が改正になって、一般のほうの税率と同じになるというふうなことがございます。そういう部分がございしますが、たばこの部分については時系列にして、後で資料としてお出ししたいと思っておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○委員長（細谷地多門君） よろしいですか。

山本委員。

○13番（山本幸男君） 20ページの分担金、負担金の関係ですが、日本スポーツ振興センター負担金というのがありますが、これはどういう性格、内容のものか説明願いたいのが1点。

それから、総務課長から伺いますが、2014年4月から消費税が8%になったわけですね。8%になったものの影響というのは、この予算の中にはあらわれていないか。8%になったものの影響というのは、この予算の中ではどこに収入が、交付税がふえたとか、別な補助金の額がふえたとかというふうなことであらわれている項目というのはどこか。

○委員長（細谷地多門君） 日山課長。

○総務課長（日山 充君） 確認が必要でございますが、13ページ、14ページの地方消費税交付金という項目がございます。ここが平成26年度は1億408万円になってございますが、多分これがふえていると思います。

○13番（山本幸男君） 地方消費税交付金、名前も合致するね。

○総務課長（日山 充君） 確認はさせていただきますが、多分、ここでいいと思います。

○13番（山本幸男君） ああ、そうですか、はい。どのぐらいの値上げ……

○総務課長（日山 充君） 私も税務課長のたばこと同じような形で、推移で出したいと思っております。

○委員長（細谷地多門君） もう一つあったね。

では、教育次長。

○教育次長（佐々木 久君） 日本スポーツ振興センター負担金につきましては、日本スポーツ振興センターというところがありまして、そのところが子供たちが学校内でけがをしたりした場合に医療費というか、給付金を出します。いわゆる保険みたいな感じなのですが、そこに子供たちが負担金といいますか、掛金を出します。その掛金の分がこの額になります。

○13番（山本幸男君） 子供からもらったのをそのままこっちに雑入として入っていますか、それとも自治体がこれを負担するというような性質のもの。

○委員長（細谷地多門君） 教育次長。

○教育次長（佐々木 久君） 子供たちから集めて町に一旦落としまして、町から今度は

スポーツ振興センターのほうに支出するという形になります。

○13番（山本幸男君） それはどこにあるの。

○教育次長（佐々木 久君） 決算書の場所ですか。

○委員長（細谷地多門君） これ歳入だね。今の説明、歳入でない。

○13番（山本幸男君） ああ、これ歳入か。

○委員長（細谷地多門君） 歳入です。

○13番（山本幸男君） 子供たちから集めた分がこれなわけだ。はい、わかりました。

○委員長（細谷地多門君） さっきまだ残っていたね、答弁が。保育料の部分の答弁、では川原木課長。

○健康福祉課長（川原木純二君） 中村委員の質問にお答えします。

保育料の分担金等は、入所期間、人数、あとは所得によって徴収するものですが、平成25年度と平成26年度のふえた理由については、入園している方の所得がふえたことによる増になっております。

以上でございます。

○2番（中村正志君） 所得がふえたことによって保育料が高く上がっていったと、そういう……

○委員長（細谷地多門君） よろしいですか。

中村委員。

○2番（中村正志君） 別な質問。細かいことですが、22ページの中学校使用料のナイター施設使用料が、4,509円という数字があるのですが、多分私の目が間違っていなければ9円という端数がついているのは何か間違いではないのか、そのとおりなのか、ちょっと。

○委員長（細谷地多門君） その理由。

○2番（中村正志君） はい、間違っていなければそれで……

○委員長（細谷地多門君） 佐々木教育次長。

○教育次長（佐々木 久君） 私調べた限りでは、これは軽米病院で軽米中学校を使った使用料なのですが、間違いではないと思いますが、もう一度確認してお答えしたいと思います。

○2番（中村正志君） 軽米中学校を利用した。

○教育次長（佐々木 久君） ええ。

○2番（中村正志君） 軽米中学校のナイターの使用料については決まっていたか。軽米中学校にナイターありましたか。

○教育次長（佐々木 久君） グラウンドの照明。

○2番（中村正志君） 使用料規定はありますか。

○教育次長（佐々木 久君） ちょっと調べて……

- 2 番（中村正志君） 去年いないからわからないけれども。
- 教育次長（佐々木 久君） 額の中身まではちょっと……
- 2 番（中村正志君） 多分使用料規定決めていないのでないかなど。軽米病院が借りてやるくらいの明るさでないと思うけど。
- 教育次長（佐々木 久君） 調べて、後でお答えしたいと思います。
- 委員長（細谷地多門君） よろしいですか。

日山課長。

- 総務課長（日山 充君） 先ほどご質問のあった一般寄附金の中身でございますが、これは岩手県の町村会からあったものなのですけれども、公共の共催事業に平成 25 年度に剰余金が出たそうです。それで、そのままとっておくと法人に対する税金がかかることから、19 市町村全てに均等に一般寄附という形で支払いをしたものだと思います。

以上です。

- 委員長（細谷地多門君） 寄附金についてはよろしいですか。  
〔「はい」と言う者あり〕
- 委員長（細谷地多門君） そのほかありませんか。  
〔「なし」と言う者あり〕
- 委員長（細谷地多門君） なければ、歳入終わってよろしいですか。歳入終わって、歳出に入りますか。 ちよつと休憩します。  
午後 2 時 5 2 分 休憩

---

午後 2 時 5 2 分 再開

- 委員長（細谷地多門君） 再開します。  
山本委員。何ページですか。
- 13 番（山本幸男君） 22 ページの保健体育使用料の中にハートフルスポーツランド使用料というのが 3 つあるが……敷地使用料か。ちよつとややこしいものだから、説明をお願いします。
- 委員長（細谷地多門君） 日山課長。
- 総務課長（日山 充君） 次長がおりませんのでかわりに私から、一番上のハートフルスポーツランド使用料は、それこそ施設使用料だと思います。次のハートフルスポーツランド 17 万 5,000 円は自動販売機の設置使用料でございます。それから、一番下がハートフルスポーツランドの敷地の使用料ということになっておりますが、敷地使用料というのは……  
〔「工事やったのでないか」と言う者あり〕
- 総務課長（日山 充君） 工事やった関係だそうです。済みません、貸し付けしたの…

…済みません、ここも確認させていただきます。

○委員長（細谷地多門君） ちょっと待って……後で。次長がいないので。いいですか。

○13番（山本幸男君） はい、いいです。

○委員長（細谷地多門君） 茶屋委員。

○7番（茶屋 隆君） 一応関連ということで、今ハートフルスポーツランドが出たからですけれども、ハートフルスポーツランドって正式な名称は何ですか。というのは、私前も一般質問でやりましたけれども、ハートフルスポーツランド運動公園というのと運動場というのが、2つ標識がありますよね。国体が来たときに気にしなければ、気にならないかもしれないけれども、私非常にそういうふうなのは気になるのですけれども、前のときには検討するとかということでしたけれども、やっぱりその辺いかなものかなと思うのですけれども、もしお気づきになっていなければ覚えていたほうがいいかなと思いますので。

〔「わかりました」と言う者あり〕

○委員長（細谷地多門君） それも今来たら答えてもらえば。

○7番（茶屋 隆君） 地域整備課長、地域整備課でつくったものが運動場になっているけれども、その経緯はわからないか。

○委員長（細谷地多門君） ちょっと休憩します。

午後 2時55分 休憩

-----  
午後 2時58分 再開

○委員長（細谷地多門君） 再開します。

では、佐々木教育次長。

○教育次長（佐々木 久君） 通常はハートフルスポーツランドが正解です。運動場は、それをわかりやすく説明するために表示してあるということだと思います。

○委員長（細谷地多門君） ちょっと待って、もう一つ。

〔「運動公園」と言う者あり〕

○教育次長（佐々木 久君） その件は、今ちょっと職員が調べていますので、もう少しお待ちいただければ。敷地使用料なのですが、甲斐建設が現場の資材置き場で使ったやつ。

○委員長（細谷地多門君） よろしいですか。

茶屋委員。

○7番（茶屋 隆君） ハートフルスポーツランドが正式な名称……運動公園なのか、それから運動場としてのところがちょっと紛らわしい。あれが2つほど看板に出ているから、気にしなければ気にならないかもしれないけれども、俺は気になるのですよね。

○教育次長（佐々木 久君） ハートフルスポーツランドの正面の表示は総合運動公園ということになっています。道路に大きく看板が出ていますけれども、それは全て総合運動公園という、ハートフルスポーツランド総合運動公園ということになっていますが、後で設置した丸い看板について運動場になっているのです。あれ書きかえもちょっと検討したみたいなのですが、端っこのところに運動場となっていて、公園とはちょっと書けないような状態ですので、全てまた一から書き直すとなるとお金もかかりますし、そんなに行く人が迷うとか、そういう状態ではないと思いますので、ご了承いただきたいと思います。

〔「了解」と言う者あり〕

○委員長（細谷地多門君） 了解だと言っている。

中村委員。

○2番（中村正志君） 次長が迷わないと言っていましたけれども、迷ってハートフルに行っている人はいます。というのは、町営運動場という正式名称の施設があるわけです。町営運動場テニスコートと。私も関係していますけれども、それで各方面に全て会場は軽米町営運動場テニスコートというふうに書いてあります。ですから、間違わないというのは果たしていかがなものでしょうか。先日もハートフルに行ってきましたという参加者が何人かいました。現実にもそういうことがあるということをご理解いただきたいと。

○委員長（細谷地多門君） 了解。重く受けとめて……

○教育次長（佐々木 久君） 来年国体があるわけですが、補足の看板とかいろいろ準備いたしまして、対処してまいりたいと思います。

〔「なし」と言う者あり〕

○委員長（細谷地多門君） 以上で歳入全般、終了したいと思います。

明日午前10時から、歳出から始めたいと思います。

---

#### ◎散会の宣告

○委員長（細谷地多門君） これで散会します。

（午後 3時00分）